第１章　大臣官房

第１節　国会関係

１　平成28年中の国会状況

平成28年中には次の３国会が開催された。

国会回次	召集日	閉会日	会期
第190回通常会	28. 1. 4	28. 6. 1	150日間
第191回臨時会	28. 8. 1	28. 8. 3	3日間
第192回臨時会	28. 9.26	28.12.17	83日間

２　第190回国会（通常会）の総括

(1)　会　　期

今国会は、１月４日（月）に召集され、同日開会式を行った。会期は６月１日（水）までの150日間で、会期の延長は行われなかった。

(2)　施政方針演説と主な議論

１月４日（月）に開会式が行われたが、冒頭は平成27年度補正予算案の審議が行われたため、(衆)(参)本会議における政府四演説（安倍内閣総理大臣の施政方針演説、岸田外務大臣の外交演説、麻生財務大臣の財政演説、甘利国務大臣の経済演説）は、１月22日（金）に行われた。

安倍総理の施政方針演説では、夏の参院選をにらみ経済優先の姿勢を鮮明に打ち出し、具体策としてTPPや１億総活躍社会の実現等を挙げた。また、TPPで影響を受ける農家対策にも触れ、農業の体質強化等を通じて「農業・農村の所得倍増へ取組を加速」と強調した。

政府四演説に対する代表質問は、(衆）で１月26日（火)、27日（水）の２日間、(参）で１月27日（水)、28日（木）の２日間行われた。

農水省関係では、TPP大筋合意を受けた農政新時代、国会決議との関係等について議論が行われた。

(3)　平成27年度補正予算審議

平成27年度補正予算案（総額３兆5,030億円）については、１月４日（月）に提出された。

農水省関係では、畜産クラスター事業、産地パワーアップ事業などTPPに向けた体質強化対策等を盛り込み、総額4,008億円が計上された。

平成27年度補正予算案は、１月14日（木）に（衆）本会議で可決、１月20日（水）に（参）本会議で可決され、成立した。

(4)　平成28年度予算及び補正予算審議

ア　平成28年度予算審議の概要

平成28年度総予算案（総額96兆7,218億円）については、１月22日（金）に提出された。

農水省関係では、水利施設の老朽化対策や防災・減災対策等を行う農業農村整備事業、飼料用米生産への支援を行う水田利用対策など総額２兆3,091億円が盛り込まれた。

平成28年度総予算案は、３月１日（火）に（衆）本会議で可決され、(参）に送付された。(参）では、３月29日（火）に（参）本会議で可決され、成立した。

農水省関係の総予算審議では、主にTPP協定発効に伴う農林水産業への影響や、TPP国内対策に係る質疑が行われた。

イ　平成28年度補正予算審議の概要

今国会では、４月14日（木）に発生した熊本地震を受け、住宅の確保など被災者支援に要する経費とインフラ復旧等のための予備費総額7,780億円が計上され、５月13日（金）に国会に提出された。

(衆)(参）予算委では、５月13日（金）に提案理由説明が行われ、(衆）予算委では16日（月)、(参）予算委では17日（火）にそれぞれ１日ずつの審議を行い、17日（火）に可決され、成立した。

農水省関係では、予備費の使用に当たって、その都度閣議で決定することとされた。

(5)　法案審議

政府提出法案は、新規提出56本、継続９本があり、うち54本が成立した。(成立率83.1%）

(6)　農林水産委員会

ア　農水省提出法案

農水省からは２件の法案を提出し、農水委で審議され、２件とも成立した。

漁船保険法案（(参）先議）は、２月26日（金）に国会に提出され、３月31日（木）に（参）農水委で提説、４月５日（火）に質疑・採決を行い可決し、６日（水）の（参）本会議で可決された。(衆）で

は5月10日（火）に（衆）農水委で提説、11日（水）に質疑・採決を行い可決し、12日（木）の（衆）本会議で可決され成立となった。

森林法案は、３月８日（火）に国会に提出され、４月14日（木）に（衆）農水委で提説、26日（火）に質疑・採決を行い可決し、28日（木）の（衆）本会議で可決された。（参）では、５月10日（火）に（参）農水委で提説、12日（木）に質疑・採決を行い可決し、13日（金）の（参）本会議で可決され成立となった。

イ　議員提出法案の動き

今国会では、合法木材利用促進法案と真珠振興法案が（衆）委員長提案で起草され、２件とも成立した。

また、前国会で提出され、継続審査となっていた（衆）農業者戸別所得補償法案、（衆）ふるさと維持支払関連３法案及び国有林野事業職員関係２法案の６法案は、いずれも（衆）農水委で審議されることなく継続処理が行われた。

(7)　環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会

今国会では、TPP協定に関し平成27年10月に大筋合意した内容について国会承認を求めるTPP協定案と畜産物価格安定法案、糖価調整法案及び地理的表示法案を含む11本の法案を束ねたTPP関連法案が内閣官房から提出された。これらは重要広範議案として位置づけられ、４月５日（火）に（衆）本会議で趣説・質疑が行われた。６日（水）には、石原国務大臣、農林水産大臣及び外務大臣を張り付き大臣とする（衆）環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会（以下、「TPP特別委員会」という。）が設置、提説が行われ、翌７日（木）から実質的な審議が始まった。

しかしながら、14日（木）に発生した熊本地震への対応等もあり、22日（金）の質疑を最後に審議日程の協議は整わず、TPP協定案及び関連法案の審議は次国会に継続することとなった。

3　第191回国会（臨時会）の総括

今国会は、８月１日（月）に召集され、同日開会式を行った。会期は８月３日（水）までの３日間であった。今国会は、７月10日（日）に行われた（参）選挙を受け、院の構成等のみが行われた。

なお、（参）選挙の結果、引き続き、与党で議席の過半数を占めることとなった。

4　第192回国会（臨時会）の総括

(1)　会　　期

今国会は、９月26日（月）に召集され、同日開会式を行った。会期は11月30日（水）までの66日間であったが、14日間の延長と会期末での３日間の再延長が行われ、12月17日（土）までの83日間となった。

(2)　所信表明演説と主な議論

９月26日（月）に（衆）（参）本会議において、安倍内閣総理大臣の所信表明演説が行われた。

所信表明演説では、アベノミクスの一層の加速を目指して、経済最優先の政権運営を継続する方針を示すとともに、１億総活躍社会の実現を図るほか、TPPの早期発効をチャンスとした農林水産分野での輸出１兆円の早期達成を目指す考え等を示した。

所信表明演説に対する代表質問は、（衆）で27日（火）、28日（水）の２日間、（参）で29日（木）、30日（金）の２日間行われた。

農水省関係では、SBS米の入札問題や農林水産物の輸出１兆円目標等について議論が行われた。

(3)　平成28年度第２次補正予算審議

平成28年度第２次補正予算案（総額４兆1,143億円）については、９月26日（月）に提出された。

農水省関係では、TPP関連対策のほか、国内外での輸出拠点の整備や中山間地域所得向上支援対策等を盛り込み、総額5,739億円が計上された。

平成28年度第２次補正予算案は、10月４日（火）に（衆）本会議で可決、10月11日（火）に（参）本会議で可決され、成立した。

(4)　法 案 審 議

政府提出法案は、新規提出19本、継続11本があり、うち24本が成立した。（成立率80.0%）

(5)　農林水産委員会

今国会では、農水省提出法案はなく、議員提出法案として、鳥獣被害防止特措法案が（参）委員長提案で起草され、成立した。

また、継続審査となっていた（衆）農業者戸別所得補償法案、（衆）ふるさと維持支払関連３法案及び国有林野事業職員関係２法案の計６法案は、いずれも（衆）農水委で審議されることなく継続処理が行われた。

(6)　環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会

前国会から継続審議となっていたTPP協定案及び関連法案について、10月14日（金）から審議入りし、対政府質疑、参考人質疑、地方公聴会、対総理質疑が行

われた。11月４日（金）の質疑終局後、採決を行い可決し、10日（木）の（衆）本会議で可決された。

（参）では、11月11日（金）の（参）本会議で趣説・質疑が行われた。同日、（参）でも（衆）と同様にTPP特別委員会が設置され、提説が行われた後、対政府質疑、地方公聴会、参考人質疑、中央公聴会、対総理質疑が行われた。12月９日（金）の質疑終局・採決を行い可決し、同日に（参）本会議で可決した。

第２節　災 害 対 策

平成23年３月11日に発生した東日本大震災は、農林水産関係に甚大な被害をもたらした。昨年の年報記述後の状況変化及び農林水産省の対応と今後の取組について記述する。

平成28年度は、平成28年（2016年）熊本地震、平成28年８月の台風（台風第７号、11号・９号及び10号）等により、農作物等、農地・農業用施設、林地、林道施設、漁港施設等に被害が生じた。被害額は、農林水産物で約445億円、農林水産関係施設で約3,710億円、総額約4,155億円となった（平成29年12月26日現在）。

主な災害及び災害対策の概要等は、以下のとおりである。

１　東日本大震災

(1)　復旧・復興について

ア　農地の復旧・復興

(ｱ)　被災した農地（21,480ha）については、「農業・農村の復興マスタープラン」に基づき、被災農地の営農再開に向けて、農地復旧や除塩を実施中。平成29年３月末時点で、16,770ha（78％）で営農再開が可能となった。平成29年度末までに17,610ha（82％）で営農再開が可能となる予定である。

(ｲ)　併せて、農地復旧と大区画化の一体的な実施を予定している地区や被害が甚大な地区等の農地について、復旧を推進した。

イ　漁港等の復旧・復興

(ｱ)　平成29年３月末時点で、被災した319漁港のうち、318港（99％）で陸揚げ岸壁の機能が全て回復した。平成30年度末までに防波堤等を含め全ての漁港施設の復旧完了を目指す。また、平成29年３月末時点で、被災した802の水産加工施設のうち、734施設（92％）で業務を再開した。

(ｲ)　操業再開を希望する漁業者への漁船の供給は進んできているが、本格的な操業再開に向け福島県の漁業者への支援を継続することが必要である。

ウ　先端的技術の大規模実証

(ｱ)　官民連携の下、被災地において、成長力のある新たな農林水産業を育成するため、生産・加工等に係る先端技術を駆使した大規模実証研究を、岩手県、宮城県及び福島県で実施している。

(ｲ)　これまで実証を行ってきた様々な技術の一部は、再生された農業生産団地などで取り入れられつつあるが、今後はこれら一連の技術の体系化と経営体単位での導入効果の検証を行い、被災地への普及を図る。

エ　海岸防災林の再生

震災がれきを再生・利用して、海岸防災林を再生する取組を推進している。復旧を要する海岸防災林約164kmのうち、平成29年３月末時点で、約158kmで工事に着手した。林帯地盤の造成を完了した箇所から順次、植栽を行い、平成32年度末までに全体復旧を完了する予定である。

(2)　原子力発電所事故への対応

ア　安全な食料の供給

(ｱ)　農地の反転耕やカリ施肥等による吸収抑制対策を実施している。併せて、作付制限や収穫後の検査により安全性を確保している。

(ｲ)　福島県では、県全域で米の全量全袋検査を実施している。

イ　放射性物質の濃度水準の状況

農畜産物に含まれる放射性セシウムの濃度水準は低下している。平成28年度の検査結果では、基準超過点数は1,049万点の検査点数中０点（27年度は1,074万点中１点）となった。

ウ　農林水産業の再開に向けた取組

(ｱ)　農用地等の除染、生活インフラの復旧と併せて、農地、農業用施設などの農林水産業関連インフラの復旧等を実施した。

(ｲ)　農業者の帰還の進捗に合わせて、除染後農地等の保全管理や作付実証など営農再開に向けた取組を切れ目なく支援した。

(ｳ)　森林・林業の再生に向け、公的主体による間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策等を推進した。

(ｴ)　操業を全面自粛している福島県では、平成29年３月末時点で13漁業種、全ての魚介類（ただし、原子力災害対策本部長から出荷制限の指示等を受けている魚介類を除く）で試験的な操業・販売を行った。

エ　「食べて応援しよう！」の推進

(ｱ)　「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの

下で、全府省庁の食堂・売店を含め、被災地産食品の利用・販売の拡大を推進している。

(ｲ)　平成29年３月末までに、被災地産食品販売フェア等が1,238件、社内食堂等での食材利用が222件など、1,564件の取組が行われた。

オ　円滑な賠償金の支払いに向けた働きかけ

農林水産関係の被害者の早期救済の観点から、東京電力に対して、賠償金の適切な支払いを求めている。平成29年３月末までに合計約8,241億円が東京電力に請求され、約7,868億円が支払われた（約95％）。

2　主な地震及び台風等風水害

(1)　平成28年（2016年）熊本地震

ア　災害の状況

平成28年４月14日21時26分、熊本県熊本地方（北緯32度44.5分、東経130度48.5分）深さ11kmを震源とする、マグニチュード6.5の地震が発生し、熊本県益城町で震度７を観測した。さらに28時間後の同年４月16日１時25分には同地方（北緯32度45.2分、東経130度45.7分）を震源とする、深さ12kmにおいて、マグニチュード7.3の地震が発生し、益城町及び西原村で震度7を、熊本県を中心にその他九州地方の各県ほかに強い揺れを観測した。

農林水産関係では、九州７県で、農業用ハウス等920件、畜舎等11,418件、農地11,696か所、農業用施設5,260か所、林地荒廃474か所、治山施設45か所、漁港施設18漁港、共同利用施設24件等に、総額で約1,794億円の被害が発生した(平成29年10月13日現在)。

イ　農林水産省の主な対応

(ｱ)　職員の現地派遣

a　九州農政局（764人）・九州森林管理局（182人）が熊本県に所在しており、職員が総力を挙げて、市町村が行う罹災証明書発行のための家屋認定調査などの震災対応を行った(４月22日から６月５日まで、国出先機関支援チームに九州農政局から延べ950人、九州森林管理局から延べ160人派遣)。

b　物資調達・配送支援担当の責任者として、食料産業局長を九州農政局に派遣し、現場ニーズの把握や確実な提供の実現に向けた取組を実施した。熊本県庁出向経験者等を派遣し、食料産業局長を支援した。

c　現地の司令塔として農林水産技術会議事務局研究総務官を九州農政局に派遣し、生産現場の営農再開を支援した。

d　生産局畜産部室長他１名を九州農政局に派遣し、被害調査・復旧を支援した。

e　被災直後から平成28年８月５日までに120名の農業土木技術職員等（農村振興局、地方農政局等）を九州農政局及び熊本県内市町村に派遣し、早期復旧を支援した。

f　水産庁担当官２～３名を熊本県等に派遣し、被害状況の把握、漁業関係者等からの現地情報の収集等を行った。

g　森林土木技術職員（林野庁）を熊本県に派遣し、災害復旧に向けた現地調査等を行った。

h　九州森林管理局職員を熊本県へ派遣し、治山施設及び林道の被害調査・復旧を支援した。

i　政策統括官穀物課長、生産局野菜担当調整官を熊本県に派遣し、被害状況を把握した。

j　政策統括官穀物課長を大分県に派遣し、被害状況を把握した。

k　本省と九州農政局の担当が熊本県内の45の全ての地域農業再生協議会を訪問し、現状・課題等の把握や現地の取組を支援した。

l　農村振興局防災課災害査定官を熊本県に派遣し、早期の災害復旧に向けた復旧計画の策定、復旧工法の検討を指導した。

m　九州農政局の農業土木技術職員を熊本県山都町、御船町に１名ずつ派遣し、農地・農業用施設の災害査定の指導や査定設計書作成に係る業務支援を行った。

(ｲ)　食料供給

平成28年４月17日から19日までの３日間はパン、カップ麺などカロリーを重視した食料、平成28年４月20日から22日までの３日間は缶詰やレトルト食品などバリエーションを増やし、自治体からの要請を待たずに支援物資を送るプッシュ型の支援を行った。

これ以降は、被災自治体からの要請に応じて支援物資を送るプル型の支援を行った。

具体的には、平成28年４月23日から25日の３日間は、被災者のニーズに応じて、おかずとなる食品や子供・高齢者向けの食品で、保存性の高い食品を中心に提供した。

平成28年４月26日以降は、保存性の高い食品を中心に被災者のニーズに合わせて必要な食品を随時提供した。大型連休中のニーズに機動的に対応できるように、必要な食品を一定量まとめて提供した。

食料供給は５月13日で終了し、４月17日からの

供給量は278万食となった。

(ウ) 対応状況

a 農林水産大臣を本部長とする「農林水産省緊急自然災害対策本部」を開催（計７回）した。なお、第７回から「平成28年熊本地震復興推進本部」と呼称した。

b 平成28年熊本地震による災害を激甚災害として指定した。（４月25日）

c 森山農林水産大臣が熊本県下に出張し、農地やため池の被害、カントリーエレベーターや畜舎の損壊、林地の荒廃など、現場の状況を調査した（５月２日）。

d 森山農林水産大臣が熊本県下に出張し、卸売市場や水産加工施設、園芸作物の集荷場などの状況を調査した（５月６日）。

e 森山農林水産大臣が熊本県下に出張し、山地の崩壊や農地の陥没・地割れなどの状況を調査した（５月15日）。

f 佐藤農林水産大臣政務官が熊本県及び大分県に出張し、平成28年熊本地震による農林業関係被害の状況を調査した（５月27日、28日）。

g 森山農林水産大臣が熊本県下に出張し、「第７回水田営農再開連絡会議」に出席した。また、震災によるみかん園地の石積み崩壊、大豆への作付転換、野菜施設被害、及び大雨によるノリ加工施設への浸水、漁港への流木被害などの状況を調査した（７月22日、23日）。

h 山本農林水産大臣が熊本県下に出張し、林地の崩壊、農地の陥没、畜産施設の被害、水路の応急復旧、大豆への作付転換などの状況を調査した（８月20日）。

i 礒崎農林水産副大臣が熊本県下及び大分県下に出張し、農地海岸施設の被害復旧、農業用施設の被害、大豆への作付転換、林地の崩壊、畜産施設の被害、水田石積損壊などの状況を調査した（９月９日、10日）。

j 既存事業の運用を工夫することなどによる「平成28年熊本地震による被災農林漁業者への支援対策」（第一弾）を公表した（５月９日）。その支援対策のポイントは以下のとおり。

(a) 被災農業者向け経営体育成支援事業の発動

(b) 災害関連資金の特例措置の実施（貸付限度額の引上げ、貸付当初５年間実質無利子化）

(c) 手作業による選果、他の集出荷施設等への輸送経費等への助成

(d) 牛豚マルキンの生産者積立金の納付免除、簡易畜舎の整備や家畜導入等に要する経費の助成

(e) 被災農業者等の雇用支援　　など

k 補正予算で措置される復旧予備費を活用した追加対策（第二弾）を公表した（５月18日）。その支援対策のポイントは以下のとおり。

(a) 被災農業者向け経営体育成支援事業

① 補助率の引上げ

② 撤去費用に対する助成

③ 加工用施設等を対象に追加

(b) 農林水産業共同利用施設や卸売市場等の再建・修繕に対する支援

(c) 作物転換する際の種子・種苗の購入、農作業委託等に対する支援

(d) 被災した畜産農家等の地域ぐるみでの営農再開、体質強化を進める取組に対する支援

(e) ため池等の災害の未然防止、小規模な水路補修、復旧と一体となり「創造的復興」にも資する大区画化に対する支援

(f) 山地の復旧支援、木材加工施設の再建に対する支援

(g) 水産荷さばき施設等の再建・修繕に対する支援　　など

l 熊本地震復旧等予備費使用（計４回）を閣議決定した。

m 平成28年第２次補正予算案が成立した（10月11日）。

n 特定非常災害特別措置法に基づき、行政上の権利利益の満了日の延長を措置（農業経営改善計画の認定の有効期間の延長等、全12件）した（５月11日）。

o 平成28年熊本地震の農林水産業に関する相談窓口を九州農政局管内に設置した（４月28日）。

p 農作物及び漁業等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金（農業共済・漁業共済）の早期支払等について、九州各県の農業漁業共済団体等に対し通知を発出した（４月15日、４月18日）。

q 農業共済の共済掛金の払込期限の延長（６月30日まで）等について、熊本県の農業共済団体に対し通知を発出した（４月26日）。

r 共済金（JA共済・JF共済）の迅速な支払や、共済掛金の払込期間を延長する等の適時的確な措置を講ずるよう、全共連、共水連等に対し通知を発出した（４月15日）。

s 既貸付金の償還猶予等を適切に講ずるよう、日本政策金融公庫等に対し通知を発出した（４月15日、４月18日、４月25日、５月２日）。

t　被災農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、新規融資に係る償還期限据置期間の長期設定を適切に講ずるよう日本政策金融公庫等に対し通知を発出した（5月2日）。

u　アグリビジネス投資育成会社等による投資機能の活用や、被災農業法人への支援における出資条件等について柔軟な対応を要請する通知を発出した（5月2日）。

v　災害救助法が適用された熊本県内の被災者に対し、通帳、印鑑等を紛失した場合でも貯金者であることを確認して払い戻しに応じる等の適切な措置を講ずるよう、農協漁協等に対し通知を発出した（4月15日）。

w　農協漁協を含む金融機関等における本人確認の柔軟な取扱等を認める犯罪収益移転防止法施行規則の特例を措置した（4月22日）。

x　環境保全型農業直接支払交付金について、申請期限の延長（6月末日→8月末日）等をすることとし、九州農政局長に対し通知を発出した（4月28日）。

y　平成28年産経営所得安定対策等に関係する交付申請書、ナラシ対策の積立申出、水田フル活用ビジョン、米の需給調整関係の計画書等の申請期日等を、通常の期日から2ヶ月後に延長することとし、熊本県知事、熊本県農業再生協議会会長等に対し通知を発出した（4月27日）。

z　平成27年産収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）の交付申請期日の延長（5月2日→6月30日）をするため告示改正することとし、九州農政局長等に対し通知を発出した。

aa　多面的機能支払交付金について、活動要件等の特例について適切な運用を行うこと、また事業実績及び実施状況報告書の提出期限を延長（5月末日→7月末日）する等の措置を講ずるよう、九州農政局長を通じて管内県知事に対し通知を発出した（4月28日）。

ab　中山間地域等直接支払交付金について、事業実績の提出期限を延長（5月末日→7月末日）する等の措置を講ずるよう、九州農政局長を通じて管内県知事に対し通知を発出した（5月9日）。

ac　災害救助法が適用された熊本県内の倉庫において破袋した米穀について、詰替えた場合であっても、農産物検査証明を有効とするための手続き等を定め、九州農政局生産部長等に対し通知を発出した（4月26日）。

ad　水稲から大豆への作付転換に係る大豆種子について、不足する場合は食用からの転用種子の確保を講ずるよう、熊本県内をはじめとする関係機関・団体に対し通知を発出した（4月27日）。

ae　水田営農の再開に向けて、(ア)営農対策会議の開催、(イ)被害状況の把握、(ウ)作付転換の意向確認等を行うため、九州農政局、熊本県、JA熊本中央会による水田営農再開連絡会議を設置した（5月13日）。

af　応急措置・復旧に係る農業振興地域制度農地転用許可制度の取扱について通知を発出した（4月15日）。

ag　「災害復旧事業における査定前着工の積極的な活用について」の通知を発出した（4月18日）。

ah　地震災害の査定前着工、多面的機能支払交付金の活用の事例等をまとめたパンフレット「査定前着工制度等の活用について」を県、関係市町村等に配布した。

ai　農地・農業水利施設等への被害に係る農業者への技術指導について、品目毎に参考となる事項をまとめ、九州農政局生産部長等に対し通知を発出した（4月27日）。

aj　被災農林漁業者に対する支援対策について、県段階の現地説明会を開催した（5月20日農業及び林業関係、5月23日水産関係）。

ak　被災農林漁業者に対する支援対策について、市町村・地域段階の現地説明会を開催した（5月23日）。

al　多面的機能支払交付金要綱・要領を改正し、農地維持・資源向上(共同)、資源向上(長寿命化)とも、被災箇所の応急措置、補修更新等の災害復旧活動を行えるように、特例を設定した（6月9日）。

am　地震による影響を受けた森林域における航空レーザー計測結果について市町村説明会を行った（7月4日、10月17日）。

(2)　平成28年6月6日から7月15日までの間の豪雨

ア　災害の状況

梅雨期間の降水量は、宮崎県えびの市で2,000ミリに達するなど、九州地方では1,000ミリを超える地点が多く、平年の2倍を超える所もあり、西日本の多くの地点で500ミリを超えた。

特に、6月20日夜遅くから21日未明にかけては、熊本県を中心に1時間に100ミリを超える猛烈な雨が降った。熊本県甲佐町では6月21日0時19分までの1時間に150.0ミリを観測し、全国でも史上4位の大雨となった。

農林水産関係では、広島県、長崎県、熊本県等で、農作物等902ha、農業用ハウス等338件、農地13,807か所、農業用施設7,099か所、林地荒廃923か所、林道施設等1,858か所、加工施設27件等に、総額で約609億円の被害が発生した。

イ　農林水産省の主な対応

(ア)　6月20日からの大雨等による農作物等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金の早期支払等について、経営局から通知を発出した（6月23日）。

(イ)　熊本県内の4市町村に九州農政局土木技術職員を派遣し、早期復旧支援を実施した。

(ウ)　愛媛県へ中国四国農政局土木技術職員を派遣し、農地・農業用施設の被害状況調査等を実施した（6月23日、24日、29日、30日、7月1日）。

(エ)　広島県へ中国四国農政局土木技術職員を派遣し、農地・農業用施設の被害状況調査等を実施した（6月27日）。

(オ)　岡山県へ中国四国農政局土木技術職員を派遣し、農地・農業用施設の被害状況調査等を実施した（7月1日）。

(カ)　熊本県へ九州農政局土木技術職員を派遣し、農地・農業用施設の被災復旧に関する指導助言を実施した（7月7日、11日、13日、21日、22日）。

(キ)　農村振興局防災課災害査定官を熊本県に派遣し、早期の災害復旧に向けた復旧計画の策定、復旧工法の検討を指導した（7月20日から7月22日）。

(ク)　平成28年6月6日から7月15日までの間の豪雨による災害を激甚災害として指定した（8月15日）。

(ケ)　森山農林水産大臣が熊本県下に出張し、「第7回水田営農再開連絡会議」への出席、震災によるみかん園地の石積み崩壊、大豆への作付転換、野菜施設被害、及び大雨によるノリ加工施設への浸水、漁港への流木被害などの状況を調査した（7月22日、23日）。

(コ)　山本農林水産大臣が熊本県下に出張し、林地の崩壊、農地の陥没等により作付け困難な農地、倒壊した畜舎の再建、大豆への作付転換などの状況を調査した（8月20日）。

(3) 平成28年8月の台風
（台風第7号、11号・9号及び10号）

ア　災害の状況

(ア)　台風第7号

平成28年8月14日3時に北マリアナ諸島の西海上で発生した後、北上して関東の東海上から三陸沖を進み、17日17時30分頃に北海道襟裳岬付近に上陸して北海道を縦断し、18日3時にサハリン付近で温帯低気圧となった。

台風や前線の影響で、8月16日0時から18日6時までの降水量が北海道白老町森野で234.0ミリ、福島県福島市鷲倉で228.0ミリに達するなど、北日本を中心に大雨となった。

また、北海道釧路市釧路で最大風速31.8メートル、最大瞬間風速43.2メートルを観測するなど、北海道では猛烈な風が吹いた所があった。

農林水産関係では、北海道、福島県、栃木県等で、農作物等7,595ha、畜舎等456件、農地189か所、農業用施設422か所、林地荒廃46か所、治山施設14か所等に、総額で約95億円の被害が発生した。

(イ)　平成28年台風第11号及び第9号

台風第11号は、平成28年8月20日9時に日本の東海上で発生し、北西進して東北地方に接近した後、三陸沖を北上し、21日23時過ぎに北海道釧路市付近に上陸して北海道を縦断し、22日3時にオホーツク海で温帯低気圧となった。

台風第9号は、8月19日15時に北マリアナ諸島の西海上で発生し、発達しながら北上し、22日未明には暴風域を伴いながら伊豆諸島に接近した。その後、22日12時半頃千葉県館山市付近に上陸し、関東地方、東北地方を縦断し、23日6時前には北海道日高地方中部に再び上陸して北海道を縦断したのち、23日12時にオホーツク海で温帯低気圧となった。

これらの台風や前線の影響で、東日本と北日本では大雨となり、8月20日0時から23日24時までの降水量は、静岡県伊豆市天城山で448.5ミリ、東京都青梅市青梅で297.5ミリ、北海道標津町糸櫛別で296.0ミリに達するなど、とりわけ北海道では、平年の8月の降水量の2倍近い大雨となった。

また、東京都八丈町八重見ヶ原で50.9メートル、千葉県勝浦市勝浦で45.5メートル、福島県いわき市小名浜で34.3メートルの最大瞬間風速を観測するなど、各地で猛烈な風が吹いた。

北海道や茨城県の最大16,714戸で断水に見舞われた。

農林水産関係では、北海道、岩手県、千葉県等で、農作物等21,645ha、農業用ハウス等2,672件、農地1,590か所、農業用施設966か所、林地荒廃130か所、林道施設等857か所、水産物180トン他、漁港施設4漁港等に、総額で約333億円の被害が発生した。

(ウ) 平成28年台風第10号

平成28年８月21日に四国の南海上で発生し、26日には発達しながら北上し、30日朝には関東地方に接近、30日17時半頃、暴風域を伴ったまま岩手県大船渡市付近に上陸し、速度を上げながら東北地方を通過して日本海に抜け31日に温帯低気圧となった。台風が東北太平洋側に上陸したのは気象庁が1951年に統計を開始して以来、初めてであった。

台風第10号の影響で、岩手県宮古市、久慈市で1時間に80ミリの猛烈な雨となったほか、28日０時から31日６時までに北海道上士幌町で平年の８月一ヶ月に降る雨量を超える329ミリを観測し記録的な大雨となるなど、東北地方から北海道地方を中心に西日本から北日本にかけての広い範囲で大雨となった。また、最大瞬間風速が岩手県宮古市で37.7メートル、北海道せたな町で36.5メートルなど東日本から北日本では暴風となり、海は猛烈なしけとなった所があった。

農林水産関係では、北海道、青森県、岩手県等で、農作物等24,931ha、農業用ハウス等4,250件、農地2,554か所、農業用施設1,382か所、林地荒廃149か所、林道施設等2,292か所、水産物136件、漁港施設36漁港等に、総額で約963億円の被害が発生した。

イ　農林水産省の主な対応

(ア) 北海道農政事務所災害対策連絡会議を設置し、会議を開催した。（８月22日）

(イ) 岩手県の漁港泊地に流入した流木を査定前着工により撤去した（８月20日から23日）。

(ウ) 北海道農政事務所災害対策本部を設置し会議を開催した（計６回）。

(エ) 災害復旧事業における査定前着工の積極的な活用について、農村振興局より通知を発出した（８月23日）。

(オ) 北海道森林管理局緊急自然災害対策本部を設置し会議を開催した（計６回）。

(カ) 北海道主催の「平成28年８月16日からの大雨等による農業被害対策連絡協議会」に構成機関として参画した（８月24日）。

(キ) 北海道森林管理局が本別町においてドローンによる被害状況調査を実施した（８月24から25日）。

(ク) 北海道森林管理局が旭川・北見方面においてヘリコプターによる被害状況調査を実施した（８月25日）。

(ケ) 細田農林水産大臣政務官が北海道下に出張し、台風第７号、第９号及び第11号による農業被害の状況を調査した（８月28日）。

(コ) 農村振興局防災課災害査定官を北海道に派遣し、被害状況の把握及び早期の災害復旧に向けた現地指導を実施した（８月24日から25日、８月29日から９月１日、９月６日から８日、９月15日から16日、９月20日から21日、９月28日から30日、10月６日から７日、10月12日から13日、10月20日から21日）。

(サ) 台風第７号、11号及び９号並びに台風第10号による農作物等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金の早期支払等について経営局より通知を発出した（８月29日）。

(シ) 台風第７号、９号及び11号による被災農林漁業者に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予について経営局より通知を発出した（８月29日）。

(ス) 台風９号及び11号による漁業被害等に係る迅速かつ適切な損害評価等の実施及び共済金等の早期支払について、水産庁より全国漁業共済組合連合会及び漁船保険中央会に対し通知を発出した（８月29日）。

(セ) 台風第７号、11号及び９号による被災漁業者等に対する資金の円滑な融通・既貸付金の償還猶予等について、水産庁より関係都道府県及び団体に対し通知を発出した（８月29日）。

(ソ) 災害救助法が適用された岩手県及び北海道の対象地域の被災者に対し、通帳、印鑑等を紛失した場合でも貯金者であることを確認して払い戻しに応じる等の適切な措置を講じるよう、農協漁協等に対し通知を発出した（８月31日、９月１日）。

(タ) 共済金（JA共済・JF共済）の迅速な支払いや、共済掛金の払込期間を延長する等の適時的確な措置を講じるよう、全共連、共水連等に対し通知を発出した（８月31日、９月１日）。

(チ) 青森県の漁港泊地に流入した流木について、査定前着工により撤去した（８月31日から９月８日）。

(ツ) 東北森林管理局が岩手県庁と連携してヘリコプターによる被害状況調査を実施した（８月31日、９月１日）。

(テ)「平成28年台風に関する農林水産省緊急自然災害対策本部」を設置し、会議を開催した（計２回）。

(ト) 東北農政局に「台風第10号に係る東北農政局災害対策本部」を設置し、会議を開催した（計２回）。

(ナ) 台風第10号による被災農林漁業者に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予について経営局より通知を発出した（９月１日）。

(ニ) 台風10号による被害漁業者、水産加工業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等

について水産庁より通知を発出した（９月１日）。

(ヌ) 台風10号により災害救助法が適用された地域の被災者に対し、金融上の措置について水産庁より通知を発出した（９月１日）。

(ネ) 台風10号による漁業被害等に係る迅速かつ適切な損害評価等の実施及び共済金等の早期支払について水産庁より通知を発出した（９月１日）。

(ノ) 北海道森林管理局が北海道庁と合同で南富良野町、占冠村、新得町、清水町方面においてヘリコプターによる被害状況調査を実施した（９月３日）。

(ハ) 北海道開発局より南富良野町、清水町、芽室町に職員を派遣し、農地・農業用施設の被害状況調査等を実施した（９月３日）。

(ヒ) 北海道農政事務所生産経営産業部長が、本省畜産振興課とともに農業被害状況を調査した（９月５日）。

(フ) 北海道農政事務所長が、本省園芸作物課、地域作物課とともに農業被害状況を調査した（９月６日）。

(ヘ) 北海道農政事務所生産経営産業部長が、本省園芸作物課、地域作物課とともに農業被害状況を調査した（９月６日から９日）。

(ホ) 北海道森林管理局が北海道庁と合同で日高町、平取町、上士幌町、鹿追町、新得町、本別町、足寄町、陸別町方面においてヘリコプターによる被害状況調査を実施した(９月７日)。

(マ) 矢倉農林水産大臣政務官が北海道下に出張し、台風第７号、第11号、第９号及び第10号による農業被害の状況を調査した(９月８日)。

(ミ) 北海道森林管理局が北海道庁と合同で白糠町、釧路市、弟子屈町、音別町、浦幌町方面においてヘリコプターによる被害状況調査を実施した(９月11日)。

(ム) 北海道森林管理局が北海道庁と合同で帯広市、清水町、芽室町、中札内村、広尾町、大樹町、幕別町方面においてヘリコプターによる被害状況調査を実施した(９月12日)。

(メ) 山本農林水産大臣が北海道下に出張し、台風第７号、第11号、第９号及び第10号による農林業被害の状況を調査した(９月14日)。

(モ) 礒崎農林水産副大臣が岩手県下に出張し、台風第７号、第11号、第９号及び第10号による農水産業関係被害の状況を調査した(９月14日)。

(ヤ) 平成28年８月16日から９月１日までの間の暴風雨及び豪雨による災害を激甚災害として指定した(９月16日)。

(ユ) 農林漁業セーフティネット資金等の災害関連資金の貸付利子を貸付当初５年間実質無利子化した(９月16日)。

(ヨ) 農業近代化資金の借入れについて農業信用基金協会の債務保証料を保証当初５年間免除した(９月16日)。

(ラ) 漁業者等の活動組織が行う流木等の回収処理などの保全活動に対する支援について水産庁より通知を発出した(９月16日)。

(リ) 「激甚災害の被災地域における多面的機能支払交付金の特例措置について」の通知を発出した(９月20日)。

(ル) 細田農林水産大臣政務官が北海道下に出張し、台風第10号による水産業関係被害の状況を調査した（９月21日）。

(レ) 「昨年の豪雨災害により被災した農地の復旧事例」を北海道、関係市町村等に配布した(９月21日)。

(ロ) 「台風等の被災地域における農業農村整備事業等の執行について」の通知を発出した(９月26日)。

(ワ) 農村振興局防災課災害査定官を岩手県に派遣し、被害状況の把握及び早期の災害復旧に向けた現地指導を実施した(９月26日から27日)。

(ン) 農地・農業用施設の災害復旧事業にかかる机上査定が可能となる上限額（200万円未満）を、北海道においては5,000万円未満、青森県、岩手県、山形県においては1,000万円未満に変更する等の通知を農村振興局より発出した(９月28日)。

(アア) 林道施設の災害復旧事業において、机上査定が可能となる上限額（300万円未満）を、北海道及び岩手県について1,000万円未満に変更する等の通知を林野庁より発出した(９月28日)。

(アイ) 平成28年８月16日から９月１日までの間の暴風雨及び豪雨による水産動植物の養殖施設についての災害を激甚災害として指定した(９月28日)。

(アウ) 平成28年台風(台風第７号、第11号・第９号及び第10号）による被災農林漁業者への支援対策を公表した（10月７日）。

a 災害復旧事業の促進
b 共済金等の早期支払い
c 災害関連資金の特例措置
d 農業用ハウス、共同利用施設等の再建・修繕への支援
e 営農再開に向けた支援
f 農地・農業用施設の早期復旧等の支援
g 林野関係被害に対する支援
h 水産関係被害に対する支援

(アエ)　農村振興局長が、農地・農業用施設の被害状況を調査した（10月10日）。

(アオ)　北海道及び岩手県において、平成28年台風による被災農林漁業者への支援対策の実務担当者説明会を開催した(10月13日、14日)。

(アカ)　千葉県において、平成28年台風による被災農林漁業者への支援対策の実務担当者説明会を開催した（台風第16号を含む）(10月21日)。

(アキ)　鹿児島県において、平成28年台風による被災農林漁業者への支援対策の実務担当者説明会を開催した（台風第16号を含む）(10月27日)。

(4)　平成28年台風第16号

ア　災害の状況

平成28年9月13日3時に北マリアナ諸島の西海上で発生し、17日12時頃沖縄県与那国島付近を北上したのち、東シナ海を北東に進み、20日0時過ぎに強い勢力で鹿児島県大隅半島に上陸した後、四国沖を北東進し、同日13時半頃に和歌山県田辺市付近に再上陸し、更に同日17時過ぎに愛知県常滑市付近に再上陸した後、同日21時に東海道沖で温帯低気圧となった。

台風と前線の影響で、鹿児島県枕崎市で20日0時19分までの1時間に115ミリなど、各地で猛烈な雨を観測し、16日から20日にかけての期間降水量は宮崎県日向市で607ミリとなるなど、東日本から西日本にかけて200ミリを超える大雨となり、西日本では9月の平年の降水量の1.5倍を超えた所があった。

また、沖縄県与那国町で17日10時6分に最大瞬間風速66.8メートル、鹿児島県枕崎市で20日0時8分に最大瞬間風速44.5メートルを観測するなど、南西諸島から西日本にかけて猛烈な風が吹き、海上では大しけとなった。

農林水産関係では、高知県、宮崎県、鹿児島県等で、農作物等17,899ha、畜舎等298件、農地2,550か所、農業用施設1,653か所、林地荒廃203か所、林道施設等842か所、水産物1,363,300尾、漁港施設7漁港等に、総額で約262億円の被害が発生した。

イ　農林水産省の主な対応

(ア)　九州森林管理局が鹿児島県庁と連携してヘリコプターによる被害状況調査を実施した(9月21日)。

(イ)　「台風等の被災地域における農業農村整備事業等の執行について」の通知を発出した(9月26日)。

(ウ)　大分県及び鹿児島県の漁港泊地に流入した流木について、査定前着工により撤去した(9月26日から10月7日)。

(エ)　台風第16号による被災農林漁業者に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について経営局より通知を発出した(9月30日)。

(オ)　台風16号による被害漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について、関係都道府県及び団体に対して水産庁より通知を発出した(9月30日)。

(カ)　台風16号による漁業被害等に係る迅速かつ適切な損害評価等の実施及び共済金等の早期支払について水産庁より通知を発出した(9月30日)。

(キ)　鹿児島県、林野庁、九州森林管理局、森林総合研究所が合同で森林被害状況調査を実施した(10月6日から7日)。

(ク)　平成28年9月17日から9月21日までの間の暴風雨及び豪雨による災害を激甚災害に指定した（10月21日)。

(ケ)　平成28年台風による被災農林漁業者への支援対策を公表した（10月21日)。

a　災害復旧事業の促進
b　共済金等の早期支払い
c　災害関連資金の特例措置
d　農業用ハウス、共同利用施設等の再建・修繕への支援
e　営農再開に向けた支援
f　農地・農業用施設の早期復旧等の支援
g　林野関係被害に対する支援
h　水産関係被害に対する支援

(コ)　農地・農業用施設の災害復旧事業にかかる机上査定が可能となる上限額（200万円未満）を、宮崎県、鹿児島県において500万円未満に変更する等の通知を発出した(10月21日)。

(5)　平成28年鳥取県中部を震源とする地震

ア　災害の状況

平成28年10月21日14時7分、鳥取県中部を震源とするマグニチュード6.6の地震が発生し、鳥取県倉吉市、湯梨浜町、北栄町で震度6弱、鳥取県鳥取市、三朝町、岡山県鏡野町、真庭市で震度5強を観測したほか、中国地方を中心に関東地方から九州地方にかけて震度5弱～1を観測した。

農林水産関係では、岡山県、鳥取県で、共同利用施設22件、農地180か所、農業用施設430か所、林地荒廃5か所等に、総額で約18億円の被害が発生した。

イ　農林水産省の主な対応

(ア)　中国四国農政局が災害対策本部を設置し、会議を開催した(計4回)。

(イ)　近畿中国森林管理局が災害対策本部を設置し、会議を開催した(計3回)。

(ウ)　地震のあった府県に対し、漁港施設等における

防災上の適切な措置及び工事中の安全対策等の注意喚起、査定前着工制度の周知について通知を発出した。(10月21日)

(エ) 鳥取県を中心とした地震による農地・農業水利施設等への被害に係る技術指導の徹底について、通知を発出した(10月21日)。

(オ) 鳥取県を中心とした地震による農作物等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金の早期支払等について、通知を発出した(10月21日)。

(カ) 災害救助法が適用された鳥取県の対象地域の被災者に対し、通帳、印鑑等を紛失した場合でも貯金者であることを確認して払い戻しに応じる等の適切な措置を講ずるよう、農協等に対し通知を発出した(10月21日)。

(キ) 近畿中国森林管理局が鳥取県庁と連携してヘリコプターによる被害状況調査を実施した(10月22日)。

(ク) 中国四国農政局の農業土木技術職員、地質官が農業用ダム、ため池の被害状況調査を実施した(10月24日)。

(ケ) 平成28年鳥取県中部地震により災害救助法が適用された地域の被災者に対する金融上の措置について通知を発出した(10月24日)。

(コ) 農研機構の専門家が農業用ダムの現地調査を実施した。(10月24日から27日)

(サ) 中国四国農政局農業用ダム安全評価委員会委員が農業用ダムの現地調査を実施した(10月25日から26日)。

(シ) 災害復旧事業における査定前着工の積極的な活用について、通知を発出した(10月26日)。

(ス) 生産局の果樹担当官を鳥取県に派遣し、選果施設や梨の落果の被害状況を調査した(10月27日)。

(セ) 齋藤農林水産副大臣が鳥取県下に出張し、平成28年鳥取県中部を震源とする地震による農業関係被害の状況を調査した(11月3日)。

(ソ) 農地・農業用施設の災害復旧事業にかかる机上査定が可能となる上限額(200万円未満)を、鳥取県において1,000万円未満に変更する等の通知を発出した(11月25日)。

(6) 今冬期の大雪等による被害状況

ア 災害の状況

1月中旬～2月中旬に、断続的に冬型の気圧配置が強まり、全国的に強い寒気が流れ込んだため、日本海側では東北地方から山陰にかけて大雪となったほか、太平洋側でも大雪となった所があった。

農林水産関係では、山形県、富山県、鳥取県等で、樹体1,107ha、農業用ハウス等5,570件、林地荒廃10か所、治山施設2か所、漁港施設1か所等に、総額で約81億円の被害が発生した。

イ 農林水産省の主な対応

大雪等による被災農林漁業者への支援対策を公表した(3月31日)。

(ア) 災害復旧事業の促進

(イ) 共済金等の早期支払

(ウ) 農業用ハウス等の導入の支援

(エ) 被災果樹等に対する支援

(オ) 林野関係被害に対する支援

(カ) 水産関係被害に対する支援

(キ) 災害廃棄物処理事業の周知

3 農林水産業防災対策関係予算

平成28年度の農林水産業防災対策関係予算は、表1のとおりである。

表1 農林水産業防災対策関係予算

(単位：百万円)

事項	平成28年度予算額
1 災害予防	358
(1) 災害一般共通事項	358
漁港漁村の防災対策施設の整備	92,584の内数
この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
農山村の防災機能強化の促進	2,643の内数
この他に農山漁村地域整備交付金、地域再生基盤強化交付金(内閣府計上)の内数	
緊急時の農業水利施設の活用	106,650の内数
山地防災情報の周知	6,141の内数
国営造成土地改良施設防災情報ネットワークの整備	358
(2) 地震災害対策	
治山事業の推進	59,723の内数
この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
漁港・漁村の防災力の向上	92,584の内数
この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
海岸保全施設の整備	27,748の内数
この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
農業水利施設の耐震化等	204,975の内数
他に農山漁村地域整備交付金の内数	
(3) 津波災害対策	
海岸防災林の整備	59,723の内数
この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
漁港・漁村の防災力の向上	92,584の内数
この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
海岸保全施設の整備	27,748の内数

この他に農山漁村地域整備交付金の内数
(4) 風水害対策
治山事業の推進　59,723の内数
この他に農山漁村地域整備交付金の内数
海岸保全施設の整備　27,748の内数
この他に農山漁村地域整備交付金の内数
総合的な農地防災対策　50,768の内数
この他に農山漁村地域整備交付金の内数
災害時要援護者関連施設に係る防災対策の推進
110,491の内数
この他に農山漁村地域整備交付金の内数
(5) 火山災害対策
火山地域における治山事業の推進
59,723の内数
この他に農山漁村地域整備交付金の内数
(6) 雪害対策
積雪地帯における治山事業の推進
59,723の内数
この他に農山漁村地域整備交付金の内数
(7) 火災対策
林野火災の予防対策　66,202の内数
この他に農山漁村地域整備交付金、地域再生基盤強化交付金の内数

2 国土保全　32,679
(1) 治山事業　183
治山事業の推進　59,723の内数
この他に農山漁村地域整備交付金の内数
国有林治山事業　20,497の内数
民有林治山事業
直轄事業（直轄治山事業）　12,604の内数
直轄事業（治山計画等に関する調査）　183
補助事業（治山事業）　24,683の内数
この他に農山漁村地域整備交付金の内数
(2) 地すべり対策事業　1,510
直轄事業（直轄地すべり対策事業）　1,510
直轄事業（直轄地すべり防止事業）
12,604の内数
直轄事業（地すべり調査）
基礎技術調査費222の内数
補助事業（地すべり対策事業）50,768の内数
補助事業（地すべり防止事業）24,683の内数
(3) 海岸事業
農林水産省所管事業　27,748の内数
この他に農山漁村地域整備交付金の内数
(4) 農地防災事業　25,853
直轄事業（国営総合農地防災事業等）　25,853
補助事業（農地防災事業）　50,918の内数
この他に農山漁村地域整備交付金の内数
(5) 災害関連事業　4,642
(6) 地盤沈下対策事業
地下水調査（保全調査）
基礎技術調査費222の内数
地盤沈下対策事業　50,768の内数
この他に農山漁村地域整備交付金の内数
(7) その他の事業　491
保安林整備管理事業　491

3 災害復旧等　107,901
(1) 災害復旧事業　2,594
公共土木施設災害復旧事業　914
治山施設等（直轄事業）　914
治山施設等（補助事業）　12,039の内数
農林水産業施設災害復旧事業　1,680
農林水産業施設（直轄事業）　1,680
農林水産業施設（補助事業）　12,039の内数
(2) 財政金融措置　105,307
災害融資　7
農林漁業関係融資　7
災害保険　105,300
農業共済事業　87,410
漁業共済事業　9,367
漁船損害保険事業　8,523
(3) 災害復興対策等
雲仙普賢岳噴火災害に関する復興対策(治事業)
59,723の内数
この他に農山漁村地域整備交付金の内数
三宅島噴火災害に関する復興対策（治山事業）
59,723の内数
この他に農山漁村地域整備交付金の内数
平成20年（2008年）岩手・宮城県内陸地震による災害に関する復興対策（治山事業）
59,723の内数
この他に農山漁村地域整備交付金の内数
その他の災害に関する復興対策　59,723の内数
この他に農山漁村地域整備交付金の内数

4 合計　140,938
注：合計額は、内数分を除いた額の集計である。

第3節　農林水産祭

1　農林水産大臣賞の交付と天皇杯等の授与

(1)　農産等6部門

第55回農林水産祭参加表彰行事（平成27年8月1日から平成28年7月31日までの間）として、全国各地で開催された各種の品評会、共進会等は296行事であり、交付した農林水産大臣賞は509点であった。

農林水産大臣賞受賞509点のうち、農産、園芸、畜産、蚕糸・地域特産、林産、水産の6部門で特に優秀なものに天皇杯が授与され、それに次ぐものに対しては、内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞の授与が行われた。

なお、その選賞は、農林水産祭中央審査委員会（会長：千賀裕太郎氏）において行われた。

(2)　むらづくり部門

各地方農政局のむらづくり審査会等において、農林水産大臣賞に決定された16事例について、農林水産大臣賞を交付した。

また、各地方農政局のむらづくり審査会等から天皇杯等三賞の候補として推薦のあった8点の中から、農林水産祭中央審査委員会の選考により特に優良なものについて天皇杯、それに次ぐものに対して内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞が授与された。

(3)　女性の活躍

農林水産大臣賞を受賞した出品財のうち女性の活躍が著しい2点について、農林水産祭中央審査委員会の選考により内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞が授与された。

2　農林水産祭式典等

(1)　農林水産祭式典

農林水産祭式典は、勤労感謝の日の平成28年11月23日（水）11時40分から明治神宮会館において、農林水産大臣賞受賞者、各界代表者、中央・地方農林水産関係者など約800人が出席して開催され、まず、山本有二農林水産大臣の挨拶、次に農林水産祭中央審査委員会会長千賀裕太郎氏の天皇杯等選賞審査報告が行われた。その後、林良博（公財）日本農林漁業振興会会長から天皇杯及び日本農林漁業振興会会長賞、山本有二農林水産大臣から内閣総理大臣賞の授与が行われた。

なお、天皇杯等の授与に先立ち、収穫に感謝し、農林水産業者の労をねぎらうとともに、農林水産業の発展を願う「収穫感謝」が行われた。

(2)　天皇皇后両陛下拝謁及び業績説明

平成29年1月23日（月）15時30分に7部門の天皇杯受賞者が皇居へ参内し、天皇皇后両陛下に受賞の御礼を申し上げるとともに、業績の御説明を行った。

(3)　実りのフェスティバル

第55回実りのフェスティバルは、平成28年11月11日（金）から11月12日（土）の2日間、サンシャインシティワールドインポートマートビル（東京都豊島区）において開催され、初日には、秋篠宮同妃両殿下に御視察をいただいた。

会場の天皇杯コーナーでは、天皇杯受賞者の業績を紹介し、また、政府特別展示においては、『家畜改良センター』及び『農林水産消費安全技術センター（FAMIC)』を御覧いただいた。都道府県農林水産技術・経営普及展コーナーでは、各都道府県独自の農林水産技術や特徴ある農林水産物について、パネル、実物等で紹介し、消費者の農林水産業への理解を深めた。

また、35都道府県による郷土の新鮮な農林水産物の展示・即売及び15の農林水産関係団体による農林水産業・食料についての啓発展示等が行われた。

更に、「ポニーの体験乗馬」「ジャンボうさぎの展示」等の多彩な催しを行い、来場者の好評を得た。

なお、実りの喜びを広く多くの人達と分かち合うため、8道県・1団体から提供された農林水産物を、東京都社会福祉協議会東京善意銀行を通じて、都内の福祉施設に贈呈した。

開催2日間の来場者は、約47,000人であった。

Ⅰ　平成28年度（第55回）農林水産祭天皇杯等受賞者一覧

1　天皇杯

部　門	出品財	受賞者		表彰行事
		住　所	氏名等	
農　産	経　営 （水稲、小麦、大豆等）	愛知県弥富市	有限会社　鍋八農産 （代表　八木　輝治）	第45回日本農業賞
園　芸	経　営 （温州みかん等）	長崎県佐世保市	ながさき西海農協 させぼ地区かんきつ部会 （代表　古川　公彦）	第45回日本農業賞
畜　産	経　営 （酪農・加工）	沖縄県石垣市	農業生産法人 有限会社　伊盛牧場 （代表　伊盛　米俊）	第65回全国農業 コンクール
蚕　糸 ・ 地域特産	産　物 （いぐさ）	熊本県 八代郡氷川町	早川　猛＊ 早川　克美＊	第65回全国農業 コンクール
林　産	経　営 （林業経営）	鳥取県 八頭郡八頭町	八頭中央森林組合 （代表　前田　幸己）	全国林業経営 推奨行事
水　産	技術・ほ場 （多面的機能・環境保全）	宮城県気仙沼市	唐桑町浅海漁業協議会青年部 （代表　小野寺　芳浩）	第21回全国 青年・女性漁業者交流大会
むらづくり	むらづくり活動	愛媛県西予市	地域協同組合無茶々園 （代表　宇都宮　俊文）	第38回豊かなむらづくり 全国表彰事業

注１：氏名等の欄に＊を付したのは、夫婦連名で表彰するもの。
注２：出品財名は表彰行事において農林水産大臣賞を受賞した時のもの。

2　内閣総理大臣賞

部　門	出品財	受賞者		表彰行事
		住　所	氏名等	
農　産	経　営 （水稲、ハトムギ他）	富山県高岡市	有限会社　中山農産 （代表　中山　智章）	平成27年度全国 優良経営体表彰
園　芸	経　営 （いちご）	福岡県八女市	福岡八女農業協同組合いちご部会 （代表　田中　智）	第45回日本農業賞
畜　産	経　営 （養鶏）	長野県松本市	農事組合法人　会田共同養鶏組合 （代表　中島　学）	平成27年度全国 優良畜産経営管理技術発表会
蚕　糸 ・ 地域特産	技術・ほ場 （立毛ほ）	群馬県渋川市	八高　範夫＊ 八高　圭子＊	第42回群馬県 こんにゃく 立毛共進会
林　産	経　営 （林業経営）	徳島県 那賀郡那賀町	橋本　光治＊ 橋本　延子＊	全国林業経営 推奨行事
水　産	技術・ほ場 （資源管理・資源増殖）	京都府舞鶴市	一般社団法人 京都府機船底曳網漁業連合会 （代表　嶋田　安男）	第21回全国 青年・女性漁業者交流大会
むらづくり	むらづくり活動	鹿児島県垂水市	大野地区公民館 （代表　前田　清輝）	第38回豊かなむらづくり 全国表彰事業

注１：氏名等の欄に＊を付したものは、夫婦連名で表彰するもの。
注２：出品財名は表彰行事において農林水産大臣賞を受賞した時のもの。

3　日本農林漁業振興会会長賞

部門	出品財	受賞者		表彰行事
		住所	氏名等	
農産	経営 (大豆)	新潟県上越市	農事組合法人 竹直生産組合 (代表 市川 政徳)	第44回全国豆類 経営改善共励会
園芸	経営 (花き)	福島県 大沼郡昭和村	立川 幸一＊ 立川 洋子＊	第56回福島県 農業賞
畜産	経営 (養豚)	岩手県八幡平市	有限会社 コマクサファーム (代表 遠藤 勝哉)	平成27年度全国 優良畜産経営管理技術発表会
蚕糸 ・ 地域特産	産物 (茶)	岐阜県 揖斐郡揖斐川町	農事組合法人 桂茶生産組合 (代表 花木 毅)	第68回関西茶 品評会
林産	技術・ほ場 (苗ほ)	宮城県東松島市	齋藤 豊彦	平成27年度全国 山林苗畑品評会
水産	産物 (水産加工品)	富山県氷見市	マルカサフーズ有限会社 (代表 笠井 健司)	第26回全国水産 加工品総合品質審査会
むらづくり	むらづくり活動	青森県 下北郡風間浦村	ゆかい村風間浦 鮟鱇ブランド戦略会議 (代表 駒嶺 剛一)	第38回豊かなむらづくり 全国表彰事業

注１：氏名等の欄に＊を付したものは、夫婦連名で表彰するもの。
注２：出品財名は表彰行事において農林水産大臣賞を受賞した時のもの。

4　女性の活躍
(1)　内閣総理大臣賞

部門	出品財	受賞者		表彰行事
		住所	氏名等	
農産	水稲・大豆・麦	宮城県 遠田郡美里町	伊藤 恵子	平成27年度 農山漁村女性・シニア活動表彰

(2)　日本農林漁業振興会会長賞

部門	出品財	受賞者		表彰行事
		住所	氏名等	
農産	農産加工品	大分県日田市	農事組合法人 畦道グループ食品加工組合 (代表 渡邉 晃子)	平成27年度 農山漁村女性・シニア活動表彰

Ⅱ　平成28年度農林水産祭むらづくり部門 農林水産大臣賞受賞者団体

No.	ブロック	農林水産大臣賞受賞者名	所在地	天皇杯等三賞
1	東北ブロック	ゆかい村風間浦(かざまうら) 鮟鱇(あんこう)ブランド戦略会議(せんりゃくかいぎ)	青森県下北郡風間浦村	日本農林漁業振興会会長賞
2		農業生産法人(のうぎょうせいさんほうじん) エコファーム蔵王株式会社(ざおうかぶしきがいしゃ)	宮城県刈田郡蔵王町	
3		農事組合法人入方(のうじくみあいほうじんいりかた)ファーム	福島県白河市	
4	関東ブロック	木更津市観光(きさらづしかんこう)ブルーベリー園(えん) 協議会(きょうぎかい)	千葉県木更津市	
5		なすとらん倶楽部(くらぶ)	栃木県那須郡那須町	
6		農事組合法人伊豆月ヶ瀬梅組合(のうじくみあいほうじんいずつきがせうめくみあい)	静岡県伊豆市	
7	北陸ブロック	別俣農村工房(べつまたのうそんこうぼう)	新潟県柏崎市	
8	東海ブロック	株式会社権現前営農組合(かぶしきがいしゃごんげんまええいのうくみあい)	三重県松阪市	
9	近畿ブロック	七不思議伝説(ななふしぎでんせつ)の里(さと)・ 志賀郷地域振興協議会(しがさとちいきしんこうきょうぎかい)	京都府綾部市	
10		株式会社(かぶしきがいしゃ)　五斗長営農(ごっさえいのう)	兵庫県淡路市	
11	中国四国ブロック	地域協同組合無茶々園(ちいききょうどうくみあいむちゃちゃえん)	愛媛県西予市	天皇杯
12		白谷集落(しろいたにしゅうらく)	鳥取県日野郡日南町	
13		坂本(さかもと)グリーンツーリズム 運営委員会(うんえいいいんかい)	徳島県勝浦郡勝浦町	
14	九州ブロック	くまわり会(かい)	福岡県京都群みやこ町	
15		農事組合法人(のうじくみあいほうじん)はなどう	宮崎県西諸県郡高原町	
16		大野地区公民館(おおのちくこうみんかん)	鹿児島県垂水市	内閣総理大臣賞
17	北海道・沖縄ブロック	東川町学社連携推進協議会(ひがしかわちょうがくしゃれんけいすいしんきょうぎかい)	北海道上川郡東川町	

第4節　栄典関係

農林水産業及び食品産業など関連産業の発展等に努め、特に功績顕著であるものとして、春秋の叙勲及び褒章を授与された者は次のとおりである。

1　春 秋 叙 勲

ア　平成28年４月29日（84名）
　旭日重光章（１名）
　旭日中綬章（４名）
　旭日小綬章（10名）
　旭日双光章（26名）
　旭日単光章（14名）
　瑞宝小綬章（22名）
　瑞宝単光章（７名）
イ　平成28年11月３日（72名）
　旭日中綬章（３名）
　旭日小綬章（７名）
　旭日双光章（23名）
　旭日単光章（17名）
　瑞宝中綬章（４名）
　瑞宝小綬章（11名）
　瑞宝双光章（１名）
　瑞宝単光章（６名）

2　春 秋 褒 章

ア　平成28年４月29日（36名）
　緑綬褒章（１団体）
　黄綬褒章（26名）
　藍綬褒章（９名）
イ　平成28年11月３日（30名）
　黄綬褒章（19名）
　藍綬褒章（11名）

第５節　食料安定供給特別会計

1　食料安定供給特別会計の概要

この会計は、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」（平成18年法律第88号）に基づく交付金を交付する農業経営安定事業、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（平成６年法律第113号）及び「飼料需給安定法」（昭和27年法律第356号）に基づく米・麦等の買入れ、売渡し等を行う食糧の需給及び価格の安定のために行う事業、「農業災害補償法」（昭和22年法律第185号）に基づく農作物、家畜、果樹、畑作物及び園芸施設共済に係る国の再保険事業等、「漁船損害等補償法」（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害、特殊、漁船船主責任及び漁船積荷保険に係る国の再保険事業、「漁船乗組員給与保険法」（昭和27年法律第212号）に基づく漁船乗組員給与保険に係る国の再保険事業並びに「漁業災害補償法」（昭和39年法律第158号）に基づく漁獲、養殖、特定養殖及び漁業施設共済に係る国の保険事業に関する経理を明確にするため、「特別会計に関する法律」（平成19年法律第23号）第2条第1項第9号の規定により設置されたものであり、農業経営安定勘定、食糧管理勘定、農業共済再保険勘定、漁船再保険勘定、漁業共済保険勘定及び業務勘定に区分されている。

また、「土地改良法」（昭和24年法律第195号）に基づく国営土地改良事業及び土地改良関係受託工事等に関する経理を行うため設けられた国営土地改良事業特別会計が平成20年度より一般会計に統合されたことに伴い、平成10年度以前に事業費の一部について借入金をもって財源とすることで新規着工した地区のうち平成19年度末までに工事が完了しなかった地区における事業（以下「未完了借入事業」という。）について、当該事業が完了するまでの間、借入金をもってその財源とすることができるよう、平成20年度から未完了借入事業の工事の全部が完了する年度までの間の経過措置として国営土地改良事業勘定が設けられている。

2　平成28年度予算の概要

(1)　各勘定の概要

ア　農業経営安定勘定

農業経営安定勘定においては、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」の規定に基づく交付金の交付のために必要な経費を計上している。

イ　食糧管理勘定

食糧管理勘定においては、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」に基づく米穀の備蓄の円滑な運営を図るための国内米の買入れ・売渡し、輸入米の買入れ・売渡し、麦の需給見通し及び「飼料需給安定法」に規定する飼料需給計画に基づく輸入食糧麦・輸入飼料の買入れ・売渡し等に必要な経費を計上している。

国内米については買入数量23万t、売却数量22万t、輸入米については買入数量77万t、売却数量81万t、

輸入食糧麦については買入数量510万t、売却数量510万tを見込んでいる。これらの買入及び売渡価格は、最近の価格動向等を勘案して算定した価格で計上している。輸入飼料については小麦60万t、大麦100万tの売却及びこれに必要な買入れを予定している。さらに、農業経営安定事業に要する経費の財源に充てるため農業経営安定勘定への繰入れに必要な経費を計上している。

ウ　農業共済再保険勘定

農業共済再保険勘定においては、「農業災害補償法」に基づく農作物、家畜、果樹、畑作物及び園芸施設共済に係る再保険事業等に必要な経費を計上している。

エ　漁船再保険勘定

漁船再保険勘定においては、「漁船損害等補償法」による普通保険、特殊保険及び「漁船乗組員給与保険法」による乗組員給与保険に関する再保険事業に必要な経費を計上している。

オ　漁業共済保険勘定

漁業共済保険勘定においては、「漁業災害補償法」に基づく漁獲、養殖、特定養殖及び漁業施設共済に係る保険事業に必要な経費を計上している。

カ　業務勘定

業務勘定においては、農業経営安定勘定、食糧管理勘定、農業共済再保険勘定、漁船再保険勘定及び漁業共済保険勘定に共通する事務人件費等の経費を計上している。

キ　国営土地改良事業勘定

国営土地改良事業のうち未完了借入事業地区における、かんがい排水事業及び総合農地防災事業等に係る経理を取り扱い、その経理については、事業費のうち国及び受益者が負担する部分は一般会計からの繰入金等を充てており、道県が負担する部分は借入金を充てている。

(2)　各種助成等事業

ア　農業経営安定事業生産条件不利補正対策交付金

（予算額：194,763,995千円）

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの生産を行う農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付する。

イ　農業経営安定事業収入減少影響緩和対策交付金

（予算額：75,261,180千円）

認定農業者等の収入減少による農業経営への影響を緩和することを目的として、米、麦、大豆等の販売収入の合計額が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の９割を補填するため、認定農業者等に対し交付金を交付する。

ウ　米穀周年供給・需要拡大支援事業費補助金

（予算額：5,032,825千円）

あらかじめ生産者等が積立てを行い、主食用米を長期計画的に販売する取組、輸出向けや業務用向け等の販売促進等の取組、非主食用への販売の取組を実施する場合等に要する経費を補助する。

(3)　食糧の需給及び価格の安定のために行う事業の損益及び一般会計からの繰入れ

平成28年度の食糧管理勘定及び業務勘定の損益は、為替の直近の動向等を勘案したことに伴う食糧買入費の増加等により、2,113億円の損失（前年度予算比106億円の増加）になると見込まれた（勘定別の損失の内訳は、食糧管理勘定2,112億円、業務勘定１億円）。

この損失については、前年度からの調整資金繰越見込額1,252億円に当年度の一般会計からの調整資金受入額956億円を加えた2,208億円から充てることとした。

この結果、28年度末の調整資金残高は、95億円と見込んだ。

3　平成28年度決算の概要

(1)　農業経営安定事業

農業経営安定勘定においては、農業経営安定事業に必要な経費として2,003億円を支出した。

(2)　食糧の需給及び価格の安定のために行う事業の決算損益の整理

食糧管理勘定及び業務勘定の損益は、国内米の売買（22玄米万t買入、24玄米万t売却）、輸入米の売買（73実（82玄米）万t買入、82実（92玄米）万t売却）、輸入食糧麦の売買（510万t（大・はだか麦25万t、小麦485万t）の買入、510万t（大・はだか麦25万t、小麦485万t）の売却）及び輸入飼料の売買（45万t（大麦10万t、小麦35万t）の買入、45万t（大麦10万t、小麦35万t）の売却）に伴い発生した損失に、管理に要する所要額を加え、業務勘定の損失額を食糧管理勘定に移して整理した結果、936億円の損失となった（勘定別の損失の内訳は、食糧管理勘定919億円、業務勘定17億円）。

この損失については、前年度からの調整資金繰越額1,838億円と当年度の一般会計からの調整資金受入額956億円を加えた2,794億円を減額して整理した。

この結果、28年度末の調整資金残高は1,857億円となった。

調整資金　(単位：億円)

前年度繰越	本年度受入	本年度損失	残高
1,838	956	△936	1,857

(3) 農業共済再保険事業等

農業共済再保険勘定においては、再保険金等の支払に必要な経費として406億円、農業共済組合連合会等交付金に必要な経費として142億円、家畜共済損害防止事業に必要な経費として4億円支出した。

(4) 漁船再保険事業

漁船再保険勘定においては、漁船保険中央会交付金に必要な経費として45億円、再保険金等の支払に必要な経費として0.3億円を支出した。

(5) 漁業共済保険事業

漁業共済保険勘定においては、漁業共済組合連合会交付金に必要な経費として52億円、保険金等の支払に必要な経費として3億円を支出した。

(6) 国営事業土地改良事業

国営土地改良事業勘定においては、土地改良事業に必要な経費として175億円、土地改良事業工事諸費に必要な経費として27億円、受託工事等に必要な経費として0.5億円支出した。

表2　平成28年度食料安定供給特別会計歳入歳出総括表　(単位：億円)

<歳　　入>

項　　目	決算額
独立行政法人納付金	274
食糧売払代	3,129
輸入食糧納付金	4
農業共済再保険収入	662
漁船再保険収入	94
漁業共済保険収入	102
土地改良事業費負担金等収入	107
積立金より受入	—
借入金	24
受託工事費等受入	0
一般会計より受入	2,138
東日本大震災復興特別会計より受入	3
食糧証券収入	910
雑収入	254
前年度剰余金受入	811
純計額	8,517
他勘定より受入	882
(歳入合計)	9,399

<歳　　出>

項　　目	決算額
農業経営安定事業費	2,003
食糧買入費	2,806
食糧管理費	278
農業共済再保険費及交付金	553
漁船再保険費及交付金	46
漁業共済保険費及交付金	55
事務取扱費	120
土地改良事業費	144
東日本大震災復興土地改良事業費	5
北海道土地改良事業費	20
離島土地改良事業費	6
土地改良事業工事諸費	27
受託工事費及換地清算金	0
一般会計へ繰入	41
国債整理基金特別会計へ繰入	1,205
予備費	—
純計額	7,314
他勘定へ繰入	882
(歳出合計)	8,196

注：単位未満切り捨てのため合計が合わないことがある。

第6節　食料の安定供給の確保

1　食料自給率等の動向

(1) 食料自給率の動向

我が国の食料自給率は、カロリーベースにおいて、昭和40年度の73%から長期的に低下傾向で推移し、平成28年度は小麦及びてんさい等について生産量が減少したこと等により、前年度から1ポイント低下し38%となった。

一方、生産額ベースにおいては、平成28年度は野菜及び果実について、輸入額が減少する中で国内生産額が増加したこと等から、前年度を上回る68%となった。

(2) 食料消費の動向

我が国の食料消費は、高度経済成長期における所得水準の向上等を背景にして量的に拡大するとともにその内容も大きく変化してきた。具体的には、米の消費が減少する一方で、肉類、牛乳・乳製品、油脂類等の消費が増加してきた。

国民1人・1日当たり総供給熱量は、昭和35年度の2,291kcalから39年度に2,400kcal台、43年度に2,500kcal台へと速いテンポで増加したが、その後、増加傾

向は緩やかになり、平成8年度の2,670kcalをピークに近年は減少傾向にある。平成28年度は、2,429kcalとなった。

たんぱく質（P）、脂質（F）、糖質（C）による総供給熱量の割合（PFC供給熱量比率）は、昭和35年度にはP：12.2%、F:11. 4%、C：76.4%であったが、その後、脂質の割合が大幅に増加した。平成28年度は、P：12.8%（対前年度0.1ポイント減）、F：29.6%（同増減なし）、C：57.6%（同0.1ポイント増）となった。

なお、平成28年度の品目別の消費量（国民1人・1日当たり供給純食料）についてみると、前年度と比べ、小麦、肉類、牛乳・乳製品等が増加し、米、野菜、果実、魚介類等が減少した。

(3)　食料自給率向上のための取組

食料自給率の向上を図るためには、生産面での取組のみならず、消費面での取組が大切であり、我が国の食料事情について消費者の理解を得ることが重要である。

表3　食料自給率等

（平成28年度）

供給熱量ベースの総合食料自給率（%）	38	国産熱量　913kcal ／ 総供給熱量　2,429kcal
生産額ベースの総合食料自給率（%）	68	食料の国内生産額　10.9兆 ／ 食料の国内消費仕向額　16.0兆
飼料自給率（%）	27	

PFC供給熱量比率（%）	
P（たんぱく質）	12.8
F（脂質）	29.6
C（等質）	57.6

	品目別自給率（%）	国民1人・1年当たり供給純食料（kg）
米	97	54.4
小麦	12	32.9
大豆	7	6.4
野菜	80	89.0
果実	41	34.4
肉類	53（8）	31.6
鶏卵	97（13）	16.9
牛乳・乳製品	62（27）	91.3
魚介類	53	24.6

注：（　）内は飼料自給率を考慮した値。

そのため、我が国の食料自給率、食料自給力、食料安全保障について分かりやすく解説したパンフレットを作成し、学校や図書館等をはじめとして広く配布し、我が国の食料需給の状況や農林水産業の現状について、国民に対し周知を行った。

(4)　食料自給力指標の動向

食料自給力指標は、我が国農林水産業が有する潜在生産能力をフル活用することにより得られる食料の供給熱量を示す指標であり、平成27年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画において、初めて示された。食料自給力指標は近年低下傾向にあり、平成28年度の数値はパターンA（米、小麦、大豆を中心に作付け（栄養バランスを考慮））で1,449kcal/人・日、パターンB（米、小麦、大豆を中心に作付け）で1,814kcal/人・日、パターンC（いも類を中心に作付け（栄養バランスを考慮））で2,339kcal/人・日、パターンD（いも類を中心に作付け）で2,660kcal/人・日となった。パターンC及びDでは、1人・1日当たり推定エネルギー必要量2,147kcalを上回るが、パターンA及びBでは、それを下回る結果となった。

表4　食料自給力指標

（平成28年度）

	食料自給力指標（kcal/人・日）	
	農産物について、再生利用可能な荒廃農地においても作付けする場合	農産物について、現在の農地で作付けする場合
パターンA（米・小麦・大豆中心）（栄養バランス考慮）	1,449	1,405
パターンB（米・小麦・大豆中心）	1,814	1,770
パターンC（いも類中心）（栄養バランス考慮）	2,339	2,256
パターンD（いも類中心）	2,660	2,577

2 総合的な食料安全保障

食料の安定供給に関する様々なリスクが存在する中で、食料の安定供給を確保するため、主要な農林水産物の供給に影響を与える可能性のあるリスクを選定し、そのリスクごとの影響度、発生頻度、対応の必要性等について分析、評価を行った。

平成28年熊本地震の発生を踏まえ、食料品の家庭備蓄の普及推進を強化することとし、従来からの「緊急時に備えた家庭用食料品備蓄ガイド」の配布に加え、リーフレットの作成・配布、当省「消費者の部屋」特別展示、各種防災展示会等での講演・出展を行った。

3 食料需給等の動向と見通し

国内外の食料需給動向に関する情報の収集・分析及び提供の一環として、世界の主要穀物等の需給動向を分析した「海外食料需給レポート（Monthly Report)」及び食料供給に影響を与える構造的な要因等を分析した「国際的な食料需給の動向と我が国への食料供給への影響」を毎月公表した。また、10年後の世界の食料需給見通しに関する定量的な予測・分析に我が国の農産物貿易の動向などを加え、総合的に分析した「海外食料需給レポート2015（年報）」を平成28年６月に公表した。上記の取組に加え、公式フェイスブック「海外食料需給インフォメーション」にて、世界各国の穀物等の生育状況や作柄、食料事情等を写真や動画で紹介している。

第７節 スマート農業の実現に向けた取組

ロボット技術やICT を活用して、超省力・高品質生産等を可能にする新たな農業（スマート農業）を実現するため、研究機関やロボット企業、ICT企業等の協力を得て、平成28年11月に「スマート農業の実現に向けた研究会」を開催し、人工知能やIoT等の活用に向けた取組方針について整理を行った。

農業機械の自動走行など生産性の飛躍的な向上につながる先端ロボットの現場導入を実現するため、安全確保策のルールづくりを推進する取組を行った。

ほ場内やほ場周辺から監視しながら農業機械（ロボット農機）を無人で自動走行させる技術の実用化を見据え、「スマート農業の実現に向けた研究会」における検討等を経て、安全性確保のためにメーカーや使用者が順守すべき事項等を定めた「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン（平成29年３月31日付生産局長通知)」を策定した。

第８節 環境政策の推進

1 農林水産分野における地球温暖化対策の推進

IPCC（IntergovernmentalPanelonClimateChange:気候変動に関する政府間パネル）の報告書によれば、地球温暖化は加速的に進行しており、農林水産業にも深刻な影響が生じると予測されている。

このような中、平成32（2020）年以降の新たな法的枠組みとなる「パリ協定」が平成28年11月４日に発効し、同月にモロッコのマラケシュで開催された国連気候変動枠組条約第22回締約国会議（COP22）において、パリ協定の詳細なルールを平成30年に決めること等が採択された。また、COP22のサイドイベントとして農林水産省は、「農業分野における気候変動研究イニシアチブの協調に関するＧ７フォローアップ会合」を開催した。

「パリ協定」においては、

① 世界共通の長期目標として２℃目標のみならず1.5℃への言及
② 主要排出国を含むすべての国が削減目標を５年ごとに提出・更新すること、共通かつ柔軟な方法でその実施状況を報告し、レビューを受けること
③ 森林等の吸収源の保全・強化の重要性、途上国の森林減少・劣化からの排出を抑制する仕組み
④ 適応の長期目標の設定及び各国の適応計画プロセスと行動の実施

が含まれている。

我が国は、平成28年11月８日にパリ協定を締結したが、それに先駆け、平成27年７月に2030年度の温室効果ガスを2013年度比で26.0％減（2005年度比25.4％減）とする約束草案を国連気候変動枠組条約事務局に提出しており、農林水産分野では、

① 施設園芸・農業機械の温室効果ガス排出削減対策
② 漁船の省エネルギー対策
③ 農地土壌に係る温室効果ガス削減対策
④ 森林吸収源対策
⑤ 農地土壌吸収源対策

に取り組んでいる。

また、約束草案で示した温室効果ガス排出削減目標の達成に向け、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成28年５月に「地球温暖化

対策計画」が閣議決定された。同計画では、約束草案に基づく2030年度削減目標とともに、長期的目標として2050年度までに80％の温室効果ガスの排出削減を目指すことが盛り込まれた。

地球温暖化対策計画などを受けて、農林水産分野における温室効果ガスの排出抑制や吸収（緩和策）の取組の推進方向を具体化した「農林水産省地球温暖化対策計画」を平成29年３月に策定した。また、同月には、同計画と両輪をなす気候変動の適応策に関する「農林水産省気候変動適応計画」の一部改正を行い、適応に関する国際協力の取組を追加した。今後、両計画を一体的に推進し、農林水産分野における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進することとしている。

平成25年度から開始した省エネ設備の導入等によるCO_2の排出削減量や適切な森林管理によるCO_2の吸収量をクレジットとして認証する「J-クレジット制度」（所管官庁：経済産業省、環境省、農林水産省）の普及・促進を行った。

２　農林水産分野における生物多様性保全の推進

「農林水産省生物多様性戦略」（平成24年２月改定）の方針に基づき、田園地域・里地里山の保全、森林の保全、里海・海洋の保全など生物多様性保全をより重視した農林水産施策を推進した。

平成28年11月には、シンポジウムを開催し、生物多様性保全を付加価値とした取組を展開している農林漁業者やそれらを支援する企業等の活動の紹介や経済的評価等を行うことで、農林漁業者と企業等の新たな連携を促す取組を紹介した。

また、農林水産業における生物多様性の主流化を進めるため、My行動宣言農林水産版のリーフレットを作成した。

平成28年12月には、生物多様性条約第13回締約国会議（COP13）がメキシコのカンクンで開催され、ハイレベル会合では農林漁業及び観光業における生物多様性の保全と持続可能な利用の主流化のためのガイダンス等を内容とする「カンクン宣言」が採択されるとともに、COP13本会議では農林漁業分野を含む様々なセクター内及び複数のセクターにまたがる生物多様性の主流化を強化することを締約国に求める決定がなされた。

また、IPBES（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム）第４回総会（平成28年２月）で承認された「花粉媒介者、花粉媒介及び食料生産に関するテーマ別アセスメント政策決定者向け要約」を受け、COP13において、締約国に対し、環境保全型農業への支援、国・地域の状況に応じた農薬リスクの削減、IPM（総合的病害虫・雑草管理）の実施等により、花粉媒介者やその生息地の保護を奨励する旨の決定がなされた。

我が国の育種・研究開発等における海外植物遺伝資源の利用推進を図るため、遺伝資源保有国の法制度等の情報収集及び国内利用者への情報提供や平成25年10月に加盟した「食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約」の締約国としての拠出等を行った。

さらに、生物多様性条約第10回締約国会議（平成22年10月）で採択された遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する「名古屋議定書」の締結や、カルタヘナ議定書第５回締約国会議（平成22年10月）で採択された、遺伝子組換え生物の国境を越える移動により、生物多様性の保全及び持続可能な利用に対する損害が生じた場合の「責任及び救済」措置等を定めた「名古屋・クアラルンプール補足議定書」の締結に向けて国内制度等の検討を関係省庁と連携して行った。

３　東日本大震災の発生に伴う除染・廃棄物対策

(1)　放射能物質汚染への対応

平成24年１月１日に全面施行された「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）」及び同法に基づき策定された基本方針を踏まえ、汚染廃棄物の処理や除染については環境省を中心とした取組が実施されたが、農林水産省としても、農林業系廃棄物の現地での一時保管や除染の実証事業、研究開発を実施したほか、仮置場の用地確保に当たっては、国有林野の提供要請に応じるなど積極的に取り組んだ。

なお、国直轄で除染を実施する除染特別地域内における農地及び森林の除染については、既に平成27年度までに除染が完了した９市町村（田村市、川内村、楢葉町、大熊町、葛尾村、川俣町、双葉町、飯館村及び富岡町）を除く２市町村（南相馬市及び浪江町）において、除染実施計画に基づいて本格除染が進められた結果、平成28年度末までに除染特別地域における除染が完了した。

(2) 災害廃棄物への対応

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理を政府一丸となって進めるため、平成24年度までに計5回にわたる災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合が開催された。

同会合において、災害廃棄物の再生利用に関しては、農林水産省、国土交通省、環境省が実施する直轄工事のうちコンクリートを主要工種に含む工事において、災害廃棄物を原料としたセメントを使用する企業を総合落札方式において加点評価する取組を行うことが決定され、前年度に引き続き、平成28年度においても取組を実施した。

第9節 農林水産政策研究

1 研究の推進状況

農林水産政策研究所は、農林水産政策に関する総合的な調査及び研究を行うことを使命としており、政策上の重要課題や政策展開の方向に対応して、的確かつ効率的に政策研究を進めている。近年の農林水産業、農林水産政策をめぐる諸情勢の変化に機動的に対応するため、平成19年度に正式導入した領域・チーム制のもとで、平成28年度においても引き続き、行政部局と連携をとりつつ研究を推進した。また、平成21年度から開始した大学等外部に公募する委託研究のスキームを引き続き実施した。

2 主要政策研究実施課題

(1) プロジェクト研究

重点的な政策研究課題として以下のプロジェクト研究を実施した。

ア 主要国の農業戦略と世界食料需給の横断的・総合的研究（平成28～30年度）

イ 安定的かつ効率的な食料供給システムの構築に関する研究（平成26～28年度）

ウ 人口減少・高齢化、新たな農業政策下における農業・農村構造の変化と農業生産主体のあり方に関する研究（平成27～29年度）

エ 都市住民等による農業・農村の価値・魅力の発揮を支える多様な取組に関する研究（平成28～30年度）

(2) 行政対応特別研究

行政部局からの具体的な要請に対応して以下の政策研究を実施した。

ア 障害者の農業分野での就労促進に関する研究

イ 飼料用米生産の地域農業構造に与える影響分析

(3) 所内プロジェクト研究

研究所の専門性及び知見を活かした基礎的・先導的研究として以下の政策研究を実施した。

6次産業化等に関する研究

(4) 農林水産政策科学研究委託事業（委託研究）

外部の研究者の幅広い知見を活用して行う研究として以下のテーマで公募、採択して実施した。

ア 国内外の企業等による継続的な食育活動の効果及び有効な推進施策のあり方に関する研究

イ CSV（共通価値の創造）の観点から見た国内外の食品企業の途上国等での栄養改善事業の実態・評価を踏まえた継続的な事業展開モデルの構築に関する研究

ウ 農村地域内外の企業やNPO 等との連携による持続性の高い生物多様性保全活動に関する分析及び政策支援のあり方に関する研究

エ 医療分野との連携による農業・農村の活性化とその波及効果及び体系的支援のあり方に関する研究

3 研 究 交 流

(1) 客員研究員

農林水産政策研究所は、毎年外部の研究者を客員研究員として任命し、その専門的知見により研究の推進に有益な助言を得るようにしている。平成28年度は、総合的な視点からの助言を依頼する客員研究員（総合）及び個別特定分野ごとの客員研究員として19名を任命し、専門的立場からの助言を依頼した。さらに、政策研究機関としての現場主義の徹底に向け、2名の地方在住者を客員研究員（地域）として任命し、定点観測やフォローアップ調査等を依頼した。

(2) 外国人招へい

農林水産政策研究所は、毎年海外の著名な研究者等を招へいし、当研究所の研究者との研究交流、セミナーやシンポジウムの開催を行っている。平成28年度の主な取組は以下のとおり。

ア 米国農務省チーフエコノミスト室よりエコノミストを招へいし、セミナー「米国農務省による世界食料需給見通し」を開催した。（平成28年12月）

イ デンマークのロスキレ大学よりバイオガス利用促進政策に関する専門家を招へいし、セミナー「デンマークにおけるバイオガス政策とプラントの普及」を開催した。（平成29年1月）

ウ 欧州連合（EU）委員会より農産物需給に関する専門家を招へいし、セミナー「ヨーロッパ農業の見通

しと課題」を開催した。(平成29年2月)

4　研究成果

農林水産政策研究所では、研究成果をWebページに掲載するとともに刊行物とし配布した。

(1)　機関誌等

ア　農林水産政策研究所レビュー

所の研究活動全般を広く一般に知らせる広報誌としてNo.71（平成28年５月発行）～ No.76（平成29年３月発行）を刊行した。

イ　農林水産政策研究

研究成果の原著論文（論文、研究ノート、調査・資料、書評）を掲載する学術的資料として不定期に刊行している。本年度は第26号（平成29年２月発行）を刊行した。

ウ　農林水産政策研究叢書

統一的な課題による研究成果を書籍の形式に集大成したものとして不定期に刊行する。本年度は第11号（平成28年８月発行）を刊行した。

(2)　研究資料

研究実施課題に沿い実施された研究成果を取りまとめた研究資料として、本年度は以下を刊行した。

ア　プロジェクト研究［主要国農業戦略］研究資料

第９号（平成28年３月発行）平成27年度カントリーレポート　総括編，食料需給分析編

第10号（平成28年３月発行）平成27年度カントリーレポート　EU（CAP改革，フランス，スコットランド，デンマーク，フィンランド，酪農）

第11号（平成28年３月発行）平成27年度カントリーレポート　中国，インド，インドネシア，中南米，アフリカ

第12号（平成28年３月発行）平成27年度カントリーレポート　タイ，ベトナム，ミャンマー，オーストラリア，ロシア，ブラジル

第13号（平成28年３月発行）平成27年度カントリーレポート　米国，フランス，韓国，GMO（米国，EU）

イ　新たな価値プロジェクト研究資料

第１号（平成28年８月発行）農業・農村の新たな機能・価値の評価手法開発

第２号（平成28年８月発行）農業・農村の機能・価値の維持増進を図る方策の検討

第３号（平成28年８月発行）農村における地域資源の活用とその効果ーバイオマスのエネルギー利用を中心としてー

ウ　農業・農村構造プロジェクト（震災復興）研究資料（平成29年３月）東日本大震災津波被災地における農業復興過程に関する現状と課題

第10節　情報の受発信

1　Webサイト等

Webサイト、メールマガジン及びソーシャルメディアについては、省の代表的な情報受発信手段の一つとして位置付け、積極的な活用を行った。

Webサイトでは、スマートフォンやタブレットなどの利用者の増加によるインターネットの閲覧状況の変化に対応するため、閲覧者が使用する機器に応じた最適な画面構成への自動切替えが可能となる仕組みの導入などのリニューアルを行った。

なお、平成28年度のWebサイトにおけるトップページアクセス件数は、526万件であった。

農林水産省が発行しているメールマガジンのうち、「農林水産省メールマガジン」は、農林水産施策に関心のある者に対し、農林水産施策情報を積極的かつきめ細かく提供するため、週１回、合計52回発行した。平成28年度末において、農林水産省発行のメールマガジンは72誌、読者は延べ33万4千人となった。

上記の取組に加え、平成20年に動画共有サイト「ユーチューブ」、平成24年にフェイスブック、平成26年にツイッター、平成27年にレシピサイト「クックパッド」で省公式ページを開設した。以上のソーシャルメディアを活用し、これまで農林水産業等に関心のなかった層に対する訴求を目的に、農山漁村の風景や食にまつわることなどを、訴求対象にあわせて情報発信している。

2　定期刊行物等

(1)　農林水産省広報誌「aff（あふ）」

農林水産省広報誌「aff」は、主たる読者層を消費者として、農林水産業における先駆的な取組や農山漁村の魅力、食卓や消費の現状などを掲載した。毎月20,000部発行し、全国の消費者団体、食育関係者、公立図書館、自治体、大学、報道機関等に配布するとともに、毎月、省のWebサイトにも掲載した。

また、誌面内容の企画・改善のため、毎月読者アンケートを同封し、読者の反応や意見・感想の把握を行った。

(2) こども霞が関見学デー

「こども霞が関見学デー」は、親子のふれあいを深め、こどもたちが夏休みに広く社会を知る体験活動の機会とするとともに、府省庁等の施策に対する理解を深めることを目的として、平成12年度から毎年開催している。

平成28年度は、7月27日、28日に開催し、2日間の来場者数（引率者含む）は、6,664人であった。

3 内閣府政府広報との連携

内閣府政府広報室において、政府の施策等について、国民からの理解と協力を得ることを目的として、各種媒体による広報活動を行うとともに、国民の政府に対する意見・要望を把握するため、国政モニターによる広聴活動及び国民に対する意向調査を行っている。

平成28年度に行った当省関係の政府広報の主なものは次のとおりである。

(1) ラジオ

「秋元才加のWeekly Japan!」

TOKYO FM　毎週土曜日11：00～11：25他37局

○ みんなが元気になる！農福連携プロジェクト！等２件

(2) 新聞（記事下広告）

○ 農林水産物の輸出力強化等５件

(3) インターネットテキスト広告

○ ITV（新規農業者支援）（YOMIURI ONLINE）等12件

(4) 政府広報室Webサイト

「政府広報オンライン」お役立ち情報

○ 「食べる力」＝「生きる力」を育む　食育　実践の環（わ）を広げよう

(5) 政府インターネットテレビ

「徳光＆木佐の知りたいニッポン！」

○ 眠れる宝でふるさとを元気に！ディスカバー農山漁村（むら）の宝等２件

(6) BS番組

「霞が関からお知らせします」

BS日テレ　毎週日曜日21：54～22：00

○ 農業と障害者福祉の連携

(7) 音声広報CD

「明日への声」

○ 食べ物のムダ、もったいない。食品ロスを減らそう

第11節 報道発表等

1 報道発表等

農林水産行政施策等について、随時、報道発表を行った。

主なものは次のとおりである。

(1) 閣議後及び重要施策策定時等の大臣会見等
(2) 農業、林業及び漁業の動向に関する年次報告、農林水産予算、国会提出法案等主要農林水産施
(3) 各種審議会、国際会議、主要会議、シンポジウム等の概要
(4) TPP交渉の関連政策
(5) 水陸稲作柄概況をはじめとした農林水産統計及び農林水産施策に関する資料

2 農林水産省後援等名義使用承認

農林水産省後援等名義の使用は、農林水産業の発展を図るという趣旨のもとに承認しており、前年度同様に他省庁、都道府県、各種団体等が主催する諸行事（農林水産祭参加行事を含む。）の後援・協賛等582件の名義使用承認を行った。

第12節 行政情報システムの管理・運営

1 農林水産省行政情報システム

職員が業務上利用するパソコン、ファイルサーバ、電子メール、電子掲示板、インターネット接続等の諸機能を提供する「農林水産省行政情報システム」の運用・管理を行った。

2 農林水産省統合ネットワーク

農林水産省本省及び各拠点を接続する広域ネットワークである「農林水産省統合ネットワーク」の運用・管理を行った。

3 情報セキュリティ対策の推進

国内外において、官民問わずサイバー攻撃による被害が発生している状況の中で、平成28年4月1日付けで大臣官房に設置されたサイバーセキュリティ・情報

化審議官の下、情報セキュリティインシデントへの迅速かつ適切な対処等に努めた。

また、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群の改定に伴い、農林水産省における情報セキュリティ対策のための規則を改正するなど、情報セキュリティ関係規程を整備した。

第13節　食料・農業・農村の動向に関する年次報告

食料・農業・農村基本法第14条の規定に基づき、政府は、「平成28年度食料・農業・農村の動向」及び「平成29年度食料・農業・農村施策」を平成29年５月23日に閣議決定し、同日付けで第193回国会に提出した。

近年の食料・農業・農村をめぐる状況や今後の課題について、データ、図表、事例等を交えつつ記述することで、食料・農業・農村に対する国民の関心と理解が一層深まることを狙いとして作成した。

「平成28年度食料・農業・農村の動向」の構成としては、冒頭の特集で、農業競争力強化プログラムと、2015年農林業センサスを用いた分析について記述した。また、食料・農業・農村の動向として以下を記述した。

第１章「食料の安定供給の確保に向けた取組」：世界に対して信頼される日本産品を提供、食料・農業・農村基本計画における目標等と現状、グローバルマーケットの戦略的な開拓、世界の食料需給と食料安全保障の確立、食料消費の動向と食育の推進、食の安全と消費者の信頼確保、食品産業の動向、農林水産物・食品の新たな需要の開拓

第２章「強い農業の創造に向けた取組」：画期的なAI、IoT、ロボット技術の活用による生産性向上、農業の構造改革の推進、農業生産基盤の整備と保全管理、主要農畜産物の生産等の動向、生産・流通現場の技術革新等の推進、気候変動への対応等の環境政策の推進、農業を支える農業関連団体

第３章「地域資源を活かした農村の振興・活性化」：中山間地域農業にもっと強い光を、地方創生に向けた農村への新しいひとの流れ、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮、鳥獣被害への対応、地域資源の積極的な活用、都市農業の振興、農業と多様な分野との連携

第４「大規模災害からの復旧・復興」：大きな爪痕を残した自然災害、平成28年度に発生した自然災害（熊本地震等）からの復旧・復興、東日本大震災からの復旧・復興

また、「平成29年度食料・農業・農村施策」として、平成29年度に行う農林水産施策について記述した。

第14節　検 査・監 察

１ 検　　　査

(1)　検査の趣旨

農業協同組合、森林組合、水産業協同組合等の系統組織、農林漁業信用保証団体、農業・漁業共済団体、漁船保険団体、土地改良区、中央卸売市場の卸売業者、商品先物取引業者等の農林漁業に関係する検査対象者は、農林水産物の生産・流通や農林漁業者の生活の向上等の面で大きな役割を果たしており、農林漁業が持続的に発展していくためには、これら検査対象者の健全な経営・運営を確保することが不可欠である。

このため、行政検査においては、これら検査対象者に対して法令に基づく立入検査を実施し、経営、業務運営等が適切に行われているかを検証し、問題があればそれを指摘して改善取組の促進を図ることにより、利用者、組合員等の利便性の確保につなげることとしている。

また、検査に当たっては、法令等の遵守状況（合法性）、事業目的への合致状況（合目的性）及び業務・会計の経済性の観点からの妥当性（合理性）の観点を、全ての検査対象者に共通する視点として検証を行っている。

さらに、信用事業を行う農漁協系統組織の一部について、金融庁との共同検査又は要請検査（単位農業協同組合を所管する都道府県の要請を受けて、都道府県と連携又は金融庁及び都道府県と連携して行う検査）を実施し、商品先物取引業者等について、経済産業省との合同検査を実施するなど、関係省庁や都道府県と連携を図っているところである。

このように、検証の視点を明確にするとともに、指導部局とも緊密に連携しつつ、検査対象者の経営の健全性や業務運営の適正性の確保に資する検査を実施している。

(2)　平成28年度の検査方針

平成28年度の検査は、次のような方針により、効率的かつ効果的に実施した。

ア　検査方針

(ｱ)　法令等遵守態勢の確立、不祥事件等（役職員の関与した犯罪行為、各種法令等に違反する行為、機微情報・個人情報の漏えい等）の再発防止、財務状況の健全性の確保について重点的な検査の実施

(ｲ)　重要なリスクに焦点を当て、社会的影響の大きい検査対象者、事業運営面で改善の必要性が高いと認められる対象者等に対する重点的な検査の実施

(ｳ)　検査対象者ごとのリスクカテゴリーに応じたガバナンスの不備・欠陥やリスク管理上の問題点の検証の重点化、検査対象者との双方向の議論の実施

(ｴ)　都道府県からの要請検査の実施要請は最大限受け入れ（特に農協系統組織の信用事業実施組合にかかる３者要請検査については優先的に実施）

(ｵ)　検査対象者からの提出資料の削減、総代会等の開催日等に配慮した日程の決定など検査対象者の負担軽減

イ　統一検査事項

検査に当たっては、以下を重点項目とする。

(ｱ)　経営管理態勢（又は業務運営態勢）の整備状況の検証

(ｲ)　法令等遵守態勢の整備状況の検証

(ｳ)　利用者保護等管理態勢の整備状況の検証

(ｴ)　財務管理態勢（資産管理態勢）の整備状況の検証

ウ　検査周期

原則として１～５年に１回の検査周期で、過去の検査結果、その他の検査対象者に対する検査計画、検査担当職員の体制等の諸事情を考慮しつつ実施する。

また、経営上の課題を抱える検査対象者には、検査周期にこだわらず実施する。

(3)　検査能力の向上

検査方針に則して的確な立入検査を実施するため、検査担当職員、都道府県検査担当職員等に対する研修を実施することにより、検査技術等の向上に努めた。

ア　検査職員合同研修

検査職員基礎研修	５日間	155名
	２日間	54名
協同組合検査職員アップ・トゥ・デイト研修	３日間	50名
検査職員資産査定実務研修	４日間	66名
卸売市場検査職員研修	３日間	42名
土地改良区等検査職員研修	５日間	50名
協同組合検査職員中堅研修	４日間	55名
農業共済組合等検査職員研修	３日間	55名
協同組合検査職員会計等基礎研修	５日間	83名
検査職員金融・会計研修	５日間	23名

イ　検査等能力養成研修

実務研修　６名

インターン研修　15名

ウ　通信教育コース研修

簿記２級コース

簿記３級コース

ファイナンシャル・プランナー２級コース

信用事業基本コース

キャッシュフロー入門コース

基本情報技術者コース

など、全27コース　延べ147名

エ　検査・監察部内研修

検査責任者研修

資産査定実務研修

検査結果とりまとめ表作成研修

確認表作成研修

検査評定事例研修

など、全32研修　延べ1,661名

(4)　検査の実績

28年度の立入検査における主な指摘事項はア～オに掲げるとおりであり、検査実績は表５のとおりである。

ア　経営管理態勢面での問題点

イ　法令等遵守態勢面での問題点

ウ　利用者保護等管理態勢面での問題点

エ　財務管理態勢（資産管理態勢）面での問題点

オ　事務リスク管理態勢面での問題点

表５　検査実績

	対象機関数	検査実施数	延日数	延人日数
農業協同組合連合会等	163	34	549	3,526
(2者要請検査)	—	13	168	870
(3者要請検査)	—	20	265	1,194
森林組合連合会	47	16	186	689
水産業協同組合連合会等	84	29	389	1,609
(2者要請検査)	—	1	13	75
農業信用基金協会	47	15	136	537
漁業信用基金協会	42	14	100	307
農業共済組合連合会	24	11	112	424
漁業共済組合等	21	6	55	128
漁船保険組合等	46	6	54	115
土地改良区等	4,770	62	430	1,238
中央卸売市場卸売業者等	163	43	419	1,720
商品先物取引業者等	56	11	128	837
合　計	5,463	247	2,558	11,130
(要請検査合計)	—	34	446	2,139

注１：要請検査は、都道府県からの要請を受けて行う検査であるため、外数としている。また、対象機関数は集計していない。

注2：2者要請検査とは都道府県の要請を受けて都道府県と連携して行う検査をいい、3者要請検査とは都道府県の要請を受けて金融庁及び都道府県と連携して行う検査をいう。

注3：土地改良区等の対象機関数は、都道府県による検査実施対象の土地改良区等（都道府県の区域以下の土地改良区等で、国直轄及び国営事業等関連のもの以外のもの）を含む。なお、連合会、国直轄及び国営事業等関連の土地改良区等の対象機関数は748、検査実施数は62であり、それぞれ上表の数字の内数である。

2 監　　　察

(1) 監察の趣旨

農林水産省は、平成20年度に発生した事故米問題を契機として、国民に信頼される組織とすることを目的に、職員が日常業務のあり方の点検作業を持続的に続け、改めるところは改めるという職員の意識改革を進めるために、平成23年度から国際規格であるISO31000に準拠した業務遂行上のリスクマネジメントを実施している。

監察は、業務遂行上のリスクの適切な管理を持続的に促すことにより、その適正かつ効率的・効果的な実施を確保することを目的として実施している。

(2) 平成28年度の監察について

ア　平成28年度の監察方針

平成28年度の監察は、次のような方針により、実施した。

(ｱ) 監察の観点

a　担当する業務のリスクを適切に認識し、各リスクを管理するための体制や適切なルール・仕組み等を整備しているか（リスク管理の枠組み・手法の適切性の確認）

b　定められた管理体制や関連法規、ルール・仕組み等に基づき、業務運営及び執行が適切になされているか（業務実施の適正性の確認）

(ｲ) 監察対象業務

具体的な監察対象業務については、以下の観点を踏まえて指定して、監察を行った。

a　地方出先機関において、周年的に行われ、処理・対象件数の多い業務

b　地方出先機関の長に権限が委任されている許認可、承認等の業務

c　食の安全・安心に関わる業務

d　広く国民・業界等に信頼性の高い重要なデータを提供する業務

e　外部委託等を行う業務等

イ　監察の実績

本省1組織、地方出先機関13組織に対して、監察を実施した。

3 会　計　監　査

(1) 会計監査の趣旨

農林水産省の施策の多くは、会計機関による予算の執行を通して実現されるものであり、また、農林水産省が所有する各種の財産は、会計機関による管理が行われている。

こうした会計機関が行う予算の執行や財産の管理に関する事務などは、会計法令等に基づく適切な事務であることが求められるため、内部監査としての会計監査を実施して、会計機関が会計法令等に基づく適切な事務を行っているかについて検証し、問題があればそれを指摘することにより、予算の適正かつ効率的・効果的な執行及び会計事務の適切な運用を図っている。

また、会計監査は、各会計機関が取り扱う事務の内容や前回の会計監査の結果を考慮した監査周期によって実施しており、その結果を会議や研修を通して各会計機関に周知することにより、同様の事態が発生することの防止を図っている。

(2) 平成28年度の会計監査について

ア　平成28年度の会計監査方針

平成28年度の会計監査は、次のような方針により、効率的かつ効果的に実施した。

(ｱ) 基本方針

a　会計法令等に基づき、適正に会計経理が行われているか（合規性の観点）

b　入札・契約手続における競争性の拡大及び公正性の確保に努めているか（競争性、透明性及び公正性の観点）

c　行政支出の無駄を削減するため、単価契約や一括購入の推進に取り組んでいるか（経済性及び効率性の観点）

d　会計機関等において、内部けん制が適切に機能しているか（リスク管理の観点）

e　改善措置が確実に実行され継続されているか（継続的なフォローアップの観点）

(ｲ) 統一監査事項

(ｱ)の基本方針の下、限られた人員、予算等を効率的に活用して、会計監査の目的を達成するため、以下の事項を各監査部局統一の監査事項とする。

a　契約に関する事項
b　支出負担行為に関する事項
c　前渡資金等に関する事項
d　物品管理に関する事項
e　補助金等に関する事項

イ　会計監査の実績

本省6組織、地方出先機関18組織に対して、会計監査を実施した。